

第5回「医業経営の非営利性等に関する検討会」議事次第

日 時 平成17年2月1日(火)
10:00~12:00
場 所 厚生労働省 専用第22会議室
(中央合同庁舎第5号館18階)

1 開 会

2 議 題

3 質 疑

4 閉 会

議 題

(1) 医療法人に求められる役割

(2) 「非営利性」とは

(3) 論点の整理

第5回「医業経営の非営利性等に関する検討会」資料

資料1 社会保障制度と医療法人に求められる将来像

資料2—1 「公益法人制度改革に関する有識者会議」報告書における「非営利」の考え方

資料2—2 非営利法人等の比較

資料2—3 公益法人の役員報酬規程の開示について

資料3—1 主な論点の整理と社会福祉法人との比較

資料3—2 医療法人制度改革の基本的な方向性について

(医療法人と新たな認定医療法人(仮称)の姿)

資料3—3 医療法人制度改革の概要

(参考資料1) 医療法人の非営利性等に関するアンケート調査集計
結果 ((社)日本医療法人協会)

(参考資料2) 規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申(抄)

社会保障制度と医療法人に求められる将来像

- 21世紀の我が国社会は、何よりもまず、個人が一人ひとりの能力を十分に発揮し、自立して尊厳を持って生きることのできる社会にしなければならない。
- あわせて、広く国民を対象にし、個人の責任や自助努力では対応し難いリスクに対して、社会全体で支え合い、個人の自立や家庭の機能を支援し、健やかで安心できる生活を保障することを目的とする社会保障制度は、不可欠なものである。
- このように、社会保障なくして国民生活の安定は望めない。また、21世紀において我が国が目指すべき社会を形作ることにはできない。つまり、社会保障は、個人の自立、自助努力を基礎とした国民連帯の中心として位置づけられるものであり、社会保障を提供する主体も広く国民を対象にして、個人の責任や自助努力では対応し難いリスクに対し、個人の自立や家庭の機能を支援し、健やかで安心できる生活を保障するという高い使命を果たすものである必要がある。
- 一方で、社会保障のサービス領域の拡大に伴い、社会保障のサービスを提供する多くの主体は、自ら雇用市場を創出しているほか、国民の「安心感」を醸成し、消費活動を支え、特に経済が悪化した場合においては、消費を安定化させる効果もっている。つまり、社会保障を提供する主体は我が国の経済に多大に寄与していることも理解されなければならない。
- 経済成長が社会保障制度を支え、社会保障が需要創出を通じて経済成長に寄与するという相互の密接な依存関係を考えれば、将来にわたり望ましい社会保障制度を維持し得る活力ある経済の実現が求められよう。そういう面で社会保障は民間の活力を基に、活性化に寄与できるようにする必要がある。
- 以上のような社会保障制度の役割を考えると、今後の地域医療提供体制の有力な担い手としての医療法人については、引き続き非営利として社会保障制度の一翼を担うことにより、地域で質の高い効率的な医療を提供することが求められる。このためにも、創設後50年以上を経過した医療法人制度については、
 - ①非営利性・公益性の徹底による国民の信頼の確立
 - ②効率的で透明な医業経営の実現による医療の安定的な提供を柱に改革を推進する必要がある。

「公益法人制度改革に関する有識者会議」報告書における「非営利」の考え方

- ☆ 平成16年11月19日に公表された「公益法人制度改革に関する有識者会議」報告書では、現行の公益法人制度を抜本的に見直し、新たな非営利法人制度を創設すべきと提言されたところ。
- ☆ この報告書では、営利法人と区別された「非営利法人」の内容として、「非営利」の考え方及び「非営利法人」の規律について、次のとおりとされている。今後の医療法人制度もこれらを踏まえた対応が必要ではないか。

【一般的な非営利法人制度（抄）】

◇総則的事項

一般的な非営利法人制度における法人類型は、一定の目的の下に結合した人の集合に法人格を付与する社団形態の非営利法人と一定の目的の下に結合された一団の財産に法人格を付与する財団形態の非営利法人の2種類とし、前者は「営利を目的としない社団」と定義するが、後者については、財団における「非営利」の意味と併せて検討する必要がある。

◇社団形態の非営利法人制度

① 趣旨

営利（剰余金の分配）を目的としない団体に一般的に法人格取得の機会を付与することによって、法人を設立して活動しようとする人々の自由活発な活動を促進する。

② 営利法人との区別

社員の権利・義務の内容として、ア) 出資義務を負わない、イ) 利益（剰余金）分配請求権を有しない、ウ) 残余財産分配請求権を有しない、エ) 法人財産に対する持分を有しないこととし、営利法人制度との区別を明確化する。

◇社団形態の非営利法人の規律の概要

設立者の自由意志で設立ができるよう準則主義で設立可能な社団形態の非営利法人（以下「法人」又は「社団法人」という。）については、定款自治に基づく自律的な運営を確保するために必要な規律を定めることが重要である。このような観点から、その組織及び運営に関する規律については、次の

ようにすることが適当である。

① 設立

法人は、社員となろうとする2人以上の者が、定款を作成し、公証人による定款の認証を受け、理事等の選任を行い、設立の登記をすることによって成立するものとし、設立時に一定の財産を保有することは要しない。

また、その行い得る事業については、格別の制限をせず、公益活動を含め、社員に共通する利益を図ることを目的とする活動やその他の活動など幅広い活動ができることとする。

② 社員

本制度を営利を目的としない団体に一般的に適用可能な制度とする見地から、社員となる資格は、各団体の定款で定めることとする。

また、法人の活動に必要な費用の負担という観点から、社員は、定款の定めに基づき経費支払義務を負うこととするが、法人の対外的な債務については、責任を負わないものとする（有限責任）。

さらに、社員がその意思に反して、法人の意思決定に拘束されないよう、退社の自由を法律上保障するものとする。

③ ガバナンス

法人の機関として、社員総会、理事を必置とするほか、定款の定めにより監事の設置を可能とし、主として以下のような規律を設ける。

(ア) 社員総会

社団法人は、社員を基礎とする団体であるから、社員の集合である社員総会は、強行規定に反しない限り、いかなる事項についても決議できることとする。ただし、個々の法人の判断により、定款で、社員総会の権限を限定し、法人の合理的な運営を委ねる機関として、株式会社の取締役会と同様の権限を有する理事会を設けることも可能とする。

(イ) 理事

理事は、法人の業務の決定及び執行を行う。その選解任は、社員総会の決議による。理事は、各自法人を代表するが、理事が複数いるときは、代表理事を定めることも可能とする。

また、民法は理事の法人又は第三者に対する責任を明定していないが、法人運営の適正を確保するため、理事の法人又は第三者に対する責任規定を設けることとする。

さらに、他の理事によって理事の法人に対する責任が不問に付され、

法人の利益が害されることを防ぐため、株式会社制度と同様の社員による代表訴訟制度を新たに設けることとする。

ただし、理事による法人運営が萎縮したり、理事の人材の確保が困難になることを防止する観点から、理事の法人に対する責任制限に関する規定を設ける方向で検討する必要がある。その際、報酬の有無や常勤・非常勤の別に配慮するものとする。

また、濫訴防止の観点から、代表訴訟の制限に関する規定についても、株式会社制度と同様の検討を行う必要がある。

(ウ) 監事

監事は、法人の業務（会計に関する事項を含む）を監査するものとし、監査の実効性を確保するための権限を法定する。また、

監事の選解任、法人及び第三者に対する責任、社員による代表訴訟、監事の法人に対する責任の制限等について、理事の場合と同様の規律を置く。

④ 計算等

理事は、事業年度毎に計算書類を作成した上、社員総会に提出して、その承認を求めなければならないものとする。

また、法人の財務状況を適切に開示するため、社員及び法人の債権者は、計算書類の閲覧又は謄抄本の交付を請求することができるものとするほか、理事は、社員総会の承認を得た貸借対照表若しくはその要旨を公告し、又は、公告に代え、インターネット上のウェブサイトに表示しなければならないものとする。

⑤ 拠出金

法人の非営利性を維持しつつ、その活動の原資となる資金の調達手段を設けるとともに、法人の財産的基礎の維持を図るため、定款の定めるところにより、拠出金制度の選択を可能とする。

拠出金の返還は、拠出額の限度に限られ、利息を付することはできないものとするほか、清算時における弁済の順序につき、他の一般債権に劣後するものとする。

⑥ 定款の変更

定款の変更を要する事態が生じる場合に備え、定款の変更に関する規定を置くこととする。

定款は、法人の根本規範であるから、その変更は理事会等の決議によって行うことはできず、社員総会の特別決議を要するものとする。

⑦ 解散

法人の解散事由を法定するほか、法人の継続に関する規定を設け、一定の場合には、一旦解散した法人が解散前の状態に復帰することを認めることとする。

⑧ 合併

民法は、公益法人同士の合併を認めていないため、複数の法人間での事業の継続性の確保や解散法人の権利・義務の包括承継を実現する方法がなく、不都合である。そこで、社団法人同士の合併手続について所要の規定を設けることとする。

⑨ 清算

公益性を要件としない法人における残余財産の帰属については、法人の自律的な意思決定に委ねることが相当であり、定款又は社員総会の決議によって定めるものとする。

なお、定款で残余財産の帰属先を限定した場合、当該定めは変更できないとする法制上の措置を検討する必要があるとの意見もあった。

◇財団形態の非営利法人制度

① 趣旨

設立者が一定の目的の下に提供した財産に法人格取得の機会を広げることによって、設立者の創意に基づく財産の社会的な活用を促進する。

② 財団形態の非営利法人の規律の概要

準則主義で設立可能となる財団形態の非営利法人（以下、「法人」又は「財団法人」という。）については、設立者の意思を尊重しつつ、その自律的な運営を確保するために必要な規律を定めることが重要である。特に、財団法人には、社員総会が存在しないため、理事の業務執行を牽制、監督する新たな機関（評議員会）を法定するとともに、理事の業務執行の適正を確保するため、監事を必置機関とする必要がある。

このような観点から、その組織及び運営に関する規律については、

次のようにすることが適当である。

(ア) 設立

法人は、法人を設立しようとする者が、設立を目的とする寄附行為（設立行為）をもって、財産の出えん、寄附行為（根本規則）の作成、設立当初の評議員、理事及び監事の選任を行い、公証人による寄附行為の認証を受け、設立の登記をすることによって成立するが、設立時及び存続中の最低保有財産規制として、300万円以上の純資産を保有しなければならない。

なお、法人の目的及び事業に関し、一定の制限を設けることの可否について検討する必要がある。

(イ) ガバナンス

法人の機関として、評議員会、理事会、代表理事及び監事を必置とし、主として以下のような規律を設ける。

(1) 評議員及び評議員会

評議員会は、3人以上の評議員により構成され、理事の解任、監事の選解任、計算書類の承認など法律で定める事項に限り、決議を行う機関とする。また、評議員の選解任は、評議員会の決議によるものとする。

(2) 理事及び理事会

理事会は、3人以上の理事により構成され、法人の業務執行の意思決定を行うものとする。また、理事会の決議によって代表理事を選任することとし、法人の業務の執行は、①代表理事、②理事会の決議により法人の業務を執行する者として指名され、その指名を受諾した理事が行うものとする。

理事の選任は、理事会の決議によるものとし、理事の法人及び第三者に対する責任規定並びに法人に対する責任の制限に関する規定を設ける。

(3) 監事

監事は、法人の業務（会計に関する事項を含む）を監査するものとし、監査の実効性を確保するための権限を法定する。また、法人及び第三者に対する責任等について、理事の場合と同様の規律を置く。

(ウ) 計算等

代表理事は、事業年度毎に計算書類を作成した上、評議員会に提出してその承認を求めなければならないものとするほか、法人の財務状況の開示について、社団法人と同様の規律を設けるものとする。

(エ) 寄附行為（根本規則）の変更

民法には、寄附行為の変更に関する明文の規定がない。しかし、財団法人の場合であっても、社会情勢の変化等により、寄附行為の変更を要する事態が生じることが避けられない。そこで、寄附行為の変更に関する手続を法定することとする。

寄附行為は、設立者の意思に基づく法人の根本規範であるから、寄附行為を変更するには、理事会の決議に基づく寄附行為の変更に関する議案について、評議員会の特別決議を要するものとする。

(オ) 解散

法人の解散事由を法定するほか、前記アの最低保有財産規制により解散することとなった法人がその清算手続終了までの間に純資産額を回復した場合、法人の継続を可能とするものの当否について検討する必要がある。

(カ) 合併

社団法人の場合と同様に、財団法人同士による合併の手続について、所要の規定を設けることとする。

(キ) 清算

公益性を要件としない財団法人における残余財産の帰属については、寄附行為によって定めるものとするのが適当であるが、その内容に一定の制限を設けるべきであるとの意見のほか、寄附行為で残余財産の帰属先を限定した場合、当該定めは変更できないとする法制上の措置を検討する必要があるとの意見もあった。

非 営 利 法 人 等 の 比 較

	病院事業に対する法人税	寄付		配当	設立	収益事業	出資持分の有無	議決権	脱退社員 の払い戻し 請求権	解散時の 分配	個人に 対する 相続税
		企業の寄付に係る法人税	個人の寄付に係る所得税								
持分のある 社団医療法人	一般税率 (*注1参照)	一般の寄付金 (*注2参照) としての限度 額の計算に含 める	所得控除不可	不可	許認可	不可	有	社員総会 1人1票	あり	社員の出資 額に応じて 分配	課税
持分のない 社団医療法人	一般税率	一般の寄付金 としての限度 額の計算に含 める	所得控除不可	不可	許認可	不可	無	社員総会 1人1票	なし	国、地方公 共団体、類 似の法人に 帰属	-
財団医療法人	一般税率	一般の寄付金 としての限度 額の計算に含 める	所得控除不可	不可	許認可	不可	無	評議員会 1人1票	なし	国、地方公 共団体、類 似の法人に 帰属	-
特定医療法人	軽減税率	一般の寄付金 としての限度 額の計算に含 める	所得控除不可	不可	承認	不可	無	社員総会 又は 評議員会 1人1票	なし	国、地方公 共団体、類 似の法人に 帰属	-
特別医療法人	一般税率	一般の寄付金 としての限度 額の計算に含 める	所得控除不可	不可	許認可	可	無	社員総会 又は 評議員会 1人1票	なし	国、地方公 共団体、類 似の法人に 帰属	-
宗教法人	軽減税率	一般の寄付金 としての限度 額の計算に含 める	所得控除不可	不可	認証	可	無	責任役員会 1人1票	なし	国、地方公 共団体、類 似の法人に 帰属	-
民法第34条 に基づく 社団公益法人	非課税又は軽 減税率	一般寄付金と 同額まで別枠 で損金算入可 の場合と、一 般の寄付金と しての限度額 の計算に含め る場合の両方 がありうる	寄付金から1 万円を引いた 額の所得控除 が可(年間所 得の25%が限 度)の場合と、 所得控除不可 の場合の両方 がありうる	不可	認可	可	無 (ただし、定款で 払戻が出来る旨定 めがあれば、有)	社員総会 1人1票 (ただし、定款で 別段の定めをする ことが出来る。)	なし	国、地方公 共団体、類 似の法人に 帰属	-
民法第34条 に基づく 財団公益法人	非課税又は軽 減税率	一般寄付金と 同額まで別枠 で損金算入可 の場合と、一 般の寄付金と しての限度額 の計算に含め る場合の両方 がありうる	寄付金から1 万円を引いた 額の所得控除 が可(年間所 得の25%が限 度)の場合と、 所得控除不可 の場合の両方 がありうる	不可	認可	可	無	評議員会 1人1票	なし	国、地方公 共団体、類 似の法人に 帰属	-
学校法人	非課税	一般寄付金と 同額まで別枠 で損金算入可	寄付金から1 万円を引いた 額の所得控除 が可(年間所 得の25%が限 度)	不可	認可	可	無	評議員会 1人1票	なし	国、地方公 共団体、類 似の法人に 帰属	-
社会福祉法人	非課税	一般寄付金と 同額まで別枠 で損金算入可	寄付金から1 万円を引いた 額の所得控除 が可(年間所 得の25%が限 度)	不可	許認可	可	無	評議員会 1人1票	なし	国、地方公 共団体、類 似の法人に 帰属	-
NPO法人	一般税率	一般の寄付金 としての限度 額の計算に含 める	所得控除不可	不可	認証	可	無	社員総会 1人1票	なし	国、地方公 共団体、公 益法人、学 校法人、社 会福祉法人 又は更生保 護法人	-
認定NPO法人	一般税率	一般寄付金と 同額まで別枠 で損金算入可	寄付金から1 万円を引いた 額の所得控除 が可(年間所 得の25%が限 度)	不可	認証	可	無	社員総会 1人1票	なし	国、地方公 共団体、公 益法人、学 校法人、社 会福祉法人 又は更生保 護法人	-
株式会社	一般税率	一般の寄付金 としての限度 額の計算に含 める	所得控除不可	可	-	可	-	株主総会 1株1票	-	株主の持ち 株数に応じ て分配	課税

*注1 一般税率 : 年間所得800万円以下は22%、
: 年間所得800万円超は30%。
軽減税率 : 22%

*注2 一般寄付金 : { (資本等の金額×0.0025+所得金額×0.025) ×0.5 } の範囲で損金算入可

資料: 厚生省健康政策局: 平成11年度医療施設経営安定化推進事業「経営の実態把握とその対応策について」報告書

公益法人の役員報酬規程の開示について

公務員制度改革大綱に基づく措置について（平成14年3月29日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）

2. 各府省は、国から補助金等を受けている等の公益法人（国から補助金・委託費等の交付を受けている所管公益法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管公益法人をいう。）に対し、以下のとおり指導する。

(1) 役員報酬・退職金に関する規程を定めること。

(2) (1)の規程について、主たる事務所に備えて置き、一般の閲覧に供するとともに、インターネットにより公開すること。

また、各府省においては、(1)の規程を備えて置き、これについて閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させるものとするとともに、各府省のホームページに掲載する。

「公益法人制度改革に関する有識者会議」報告書（平成16年11月19日）

3. 公益性を取り扱う仕組みのあり方

(2)判断要件のあり方

③規律

イ 役員報酬等

役員報酬等が法人の資産・収入の状況から見てあまりに多額になると、公益性を有する法人として不適切な利益配分となるおそれがあり、かつ、公益的事業を圧迫する可能性があることから、役員報酬等が不当に高額なものであることは適当ではない。

しかしながら、適切な役員報酬等について、すべての公益性を有する法人に対し一律の基準を設けることは困難であり、法人運営に必要な有能な人材を確保する観点からも、適切な役員報酬等のあり方については、公益性を有する法人の自律性を尊重することが望ましいと考えられ、役員報酬等については、例えば、役員に対する報酬等の支給基準の開示を求めるなど、国民一般に対する情報開示を通じた社会監視の対象とすることが適当である。

役員報酬規程

(総則)

第1条 財団法人■■■■■■■■■■の役員（非常勤の役員を除く、以下同じ。）の報酬に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(報酬の種類)

第2条 役員報酬は、月例報酬及び賞与とする。

(月例報酬)

第3条 役員報酬は、次のとおりとする。

(1)	理事長	145万円
(2)	専務理事	110万円
(3)	常務理事	100万円
(4)	理事	80万円
(5)	監事	80万円

(支給方法)

第4条 報酬（賞与を除く。以下次条において同じ。）は、毎月25日に支給する。但し、その日が休日又は土曜日に当たる場合は、順次繰り上げて支給する。

(就任又は退任した場合の報酬)

第5条 新たに役員に就任した時は、その日から報酬を支給する。

- 2 役員が退任した時は、その日まで報酬を支給する。
- 3 役員が死亡した時は、その死亡の日の属する月の報酬の全額を支給する。

(賞与)

第6条 賞与は、4月1日からその年の9月30日までの間又は10月1日から翌年の3月31日までの間に、それぞれ在任した役員に支給する。在任期間が6カ月未満の場合には、6カ月に対する在任期間の割合に応じて、支給する。

- 2 賞与の額は、当該役員が9月30日又は3月31日現在（退任又は死亡した役員にあっては、退任又は死亡した日現在）において受けるべき月例報酬に2.5を乗じて得た額を上限とする。
- 3 賞与の支給日については、職員に対する支給日と同じとする。

役員報酬に関する規程

社団法人 [REDACTED]

(目的)

第1条 本規程は、社団法人 [REDACTED] (以下、[REDACTED] という。) の定款第20条の規定に基づき、常勤役員である理事および監事の報酬の支給について必要な事項を定めるものである。

(意義)

第2条 本規程における役員報酬とは、本研究会が役員に対し、役員としての業務の対価として支給するものをいう。

(決定機関)

第3条 役員報酬は、理事会で決定し、総会の承認を経て支給するものとする。

(報酬の種類)

第4条 役員報酬は、原則として、月額基本報酬、役位手当および特別調整手当とする。

2 月額基本報酬は、次のとおりとする。

一 理事長、副理事長、専務理事、常務理事 1,650,000円を超えない範囲内で、理事長が別に定める額。

二 理事 1,400,000円を超えない範囲内で、理事長が別に定める額。

三 監事 400,000円を超えない範囲内で、理事長が別に定める額。

3 役位手当は、職員給与規程に定める職員の役付手当の支給基準に準じて支給する。役位手当の額は、月額基本報酬の50/100を超えないものとする。

4 特別調整手当は、役員の勤務形態、職務実績、勤続年数等を勘案し、理事長が別に定

める額を支給することができるものとする。特別調整手当の額は、月額基本報酬の20/100を超えないものとする。

- 5 職員兼務役員の報酬は、その兼務の状況によって役員報酬と職員給与に区分して支給する。ただし、特に区分の必要がないと認められるときは、役員報酬一本で支給することができる。

(通勤費の取扱い)

第5条 役員の通勤費は、その通勤の実態に応じて、職員の通勤手当の支給基準に準じて支給する。

(役員報酬の支給と控除)

第6条 役員報酬は暦月計算とし、職員給与の支給日に支給する。

- 2 税金・社会保険料等の控除および本人から申し出のあった立替金・積立金等は、毎月の報酬から控除して支給する。
- 3 月の途中で役員に就任したとき、または月の途中で役員を退任したとき、あるいは死亡したときは、報酬は日割計算により支給するものとする。

(協議事項)

第7条 本規程に定めのない事項については、理事会において協議し、決定するものとする。

(参考)

役員報酬の実態

1. 公益法人の役員報酬

有給常勤役員の前年間の報酬額規模別法人数

	国 所 管		都道府県所管	合 計
		内厚労省所管		
法人数	7,143	1,267	19,217	26,183
有給役員なし	2,867	437	13,020	15,802
400万円未満	683	129	2,579	3,257
400万円以上800万円未満	1,399	330	2,414	3,745
800万円以上1,200万円未満	1,031	215	852	1,872
1,200万円以上1,600万円未満	737	98	251	981
1,600万円以上2,000万円未満	350	48	51	400
2,000万円以上	76	10	50	126

(平成14年度公益法人に関する年次報告(総務省)より)

2. 独立行政法人の役員報酬

平成15年度 独立行政法人の役員の前年間の報酬

	法人の長	理 事	監 事
常勤役員の前年間の報酬(平均)	1,842万円	1,596万円	1,401万円

(総務省「独立行政法人の役員の前年間の報酬等及び職員の給与の水準(平成15年度)の公表」より)

主な論点の整理と社会福祉法人との比較

	主な論点の整理	社会福祉法人
理事と理事会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療法人の理事会の役割を強化し、理事会の権限を明確にするべきではないか。あわせて、診療部門とは別に組織横断的な経営管理部門を設置し、経営管理の観点から組織全体を統括し、理事会を支える役割を担わせるべきではないか。 ○ 医療法人の経営を実質的に担う役員（理事及び監事）について、それぞれの役割を明確にしてはどうか。その際、役員の実質的な責任の及ぶ範囲についても同様に明確にしてはどうか。 ○ 理事については同一親族等が理事会を実質的に支配することのないよう、例えば、同一の親族が占める割合等を理事数の3分の1以下とするといったことを検討してはどうか。 ○ 住民が望む公益性の高い医療を担う認定医療法人に関しては、より効率的な経営管理体制の在り方として、理事長要件の更なる緩和を検討してはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉法 (役員の数、任期、選任及び欠格) 第36条 社会福祉法人には、役員として、理事3人以上及び監事1人以上を置かなければならない。 2 役員の実任期間は、2年を超えることはできない。ただし、再任を妨げない。 3 役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び3親等以内の親族が役員の実任数の2分の1を超えて含まれることにはならない。 4 次の各号のいずれかに該当する者は、社会福祉法人の役員になることができない。 <ul style="list-style-type: none"> 一 成年被後見人又は被保佐人 二 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 三 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 四 第56条第4項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員 (役員の実任補完) 第37条 理事又は監事のうち、その実任数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補完しなければならない。 (理事の代表権) 第38条 理事は、すべて社会福祉法人の業務について、社会福祉法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。 (業務の決定) 第39条 社会福祉法人の業務は、定款に別段の定めがないときは、理事の実任多数をもって決する。

	主な論点の整理	社会福祉法人
理事と理事会		<p>●社会福祉法人の認可について（通知） 社会福祉法人審査基準 第3 法人の組織運営 2 理事</p> <p>(1) 理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者であること。 また、責任体制を明確にするため、理事の中から理事長を選出すること。</p> <p>(2) 理事長及びそれ以外の理事は、法人の自主的な経営機能の強化及び内部牽制体制の確立の観点から、それぞれが代表権を有しても差し支えないものとするが、各理事と親族等の特殊の関係にある者（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の17第3項第1号に規定する親族等をいう。以下同じ。）のみが代表権を有する理事となることは適当でないこと。 なお、代表権の制限を伴う場合は、組合等登記令（昭和39年政令第29号）に基づき、その内容を登記すること。</p>

	主な論点の整理	社会福祉法人
監事の職務	<p>○ 医療法人の経営を実質的に担う役員（理事及び監事）について、それぞれの役割を明確にしてはどうか。その際、役員の実任の及ぶ範囲についても同様に明確にしてはどうか。</p>	<p>●社会福祉法 （監事の職務）</p> <p>第40条 監事は、次に掲げる職務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 理事の業務執行の状況を監査すること。 二 社会福祉法人の財産の状況を監査すること。 三 理事の業務執行の状況又は社会福祉法人の財産の状況について監査した結果、不整の点があることを発見したとき、これを評議員会（評議員会のないときは、所轄庁）に報告すること。 四 前号の報告をするために必要があるとき、理事に対して評議員会の招集を請求すること。 五 理事の業務執行の状況又は社会福祉法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。 <p>（監事の兼職禁止）</p> <p>第41条 監事は、理事、評議員又は社会福祉法人の職員を兼ねてはならない。</p>

	主な論点の整理	社会福祉法人
<p>役員の報酬</p>	<p>○ 認定医療法人の経営を実質的に担う役員（理事及び監事）の報酬については、認定医療法人の資産・収入の状況からみてあまりに多額になった場合には、認定医療法人が行う事業に支障が生じる可能性があることから、認定医療法人が定める役員に対する報酬等の支給基準について開示することとしてはどうか。</p>	<p>● 社会福祉法人の認可について（通知） 社会福祉法人定款準則 （役員の報酬等） 第8条 役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。 2 役員には費用を弁償することができる。 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。</p> <p>【解説】 役員報酬の額については具体的な基準はないが、その報酬額が当該社会福祉法人の収支状況等から見てあまりに多額になると、実質的配当と見なされ、国民の信頼と期待を損なうおそれがある。社会福祉法人は、税制上の優遇を受けている等きわめて公共性の高い法人であることから、このような法人に属する役員等の報酬が社会的批判を受けるような高額又は多額なものであってはならない。 なお、役員に対して旅費、日当等何らかの報酬が支払われる場合も同様である。</p>

	主な論点の整理	社会福祉法人
評議員会	<p>○ 認定医療法人については、地域住民の意見や医療経営に貢献すると考えられる外部の専門家の知識や経験を経営に反映させる方策として、評議員会を設置してはどうか。</p> <p>○ 評議員会を構成する評議員については、同一の親族等が評議員会を実質的に支配することのないよう、例えば、同一の親族が占める割合を一定程度に制限することとしてはどうか。</p>	<p>● 社会福祉法 (評議員会)</p> <p>第42条 社会福祉法人に、評議員会を置くことができる。</p> <p>2 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもつて組織する。</p> <p>3 社会福祉法人の業務に関する重要事項は、定款をもつて、評議員会の議決を要するものとすることができる。</p>

	主な論点の整理	社会福祉法人
<p>会計情報、事業計画等の公開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民に対し、医業経営の情報の公開を推進することにより、医療法人の信頼を高めることとしてはどうか。 ○ 認定医療法人に関しては、住民に支えてもらうために、当該法人の提供する医療サービスに係る事業計画や事業報告を住民に公開することとしてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉法 (経営の原則) 第24条 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。 (会計) 第44条 4 社会福祉法人は、第2項の書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面を各事務所に備えて置き、当該社会福祉法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

	主な論点の整理	社会福祉法人
<p>会計情報、 事業計画等 の公開</p>		<p>●社会福祉法人の認可について（通知） 社会福祉法人定款準則 （決算）</p> <p>第18条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。</p> <p>2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。</p> <p>（備考）法人の業務及び財務等に関する情報については、一般に対しても、会報への掲載のほか、新聞等への広告、法人事務所における閲覧等の方法により自主的に公表することが適当であること。</p>

	主な論点の整理	社会福祉法人
資産の保有	<p>○ 認定医療法人については、財務状況が広く公開されること、公認会計士等の財務監査を受けているなど住民に対し透明性のある経営を行っていることから、行政において自己資本比率の規制を行う必要性について検討してはどうか。</p> <p>○ 認定医療法人が保有する現金等については、経営上必要なものについて適正に管理され、かつ、処分がみだりに行われなことを条件として、預け入れ先に関する規制（国公債や確実な有価証券であることなど）を緩和し、リスク負担能力に応じた適切な分散投資を認めてはどうか。</p>	<p>●社会福祉法（要件） 第25条 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない。</p> <p>●社会福祉法人の認可について（通知） 社会福祉法人審査基準 第2 法人の資産 2 資産の区分 (1) 基本財産 イ 社会福祉施設を経営する法人にあつては、すべての施設についてその施設の用に供する不動産は基本財産としなければならないこと。ただし、すべての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けているものである場合にあっては、100万円（この通知の発出の日以後に新たに設立される法人の場合には、1,000万円）以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。）を基本財産として有していなければならないこと。</p> <p>ウ 社会福祉施設を経営しない法人（社会福祉協議会及び共同募金会を除く。）は、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければならないこと。ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして所轄庁が認める額の資産とすることができること。</p>
公募債	<p>○ 認定医療法人については、証券取引法に基づく有価証券としての位置づけである債券（公募債）が発行できるものとし、住民や地域企業が資金面で支えるようにしてはどうか。</p>	

	主な論点の整理	社会福祉法人
<p>公認会計士等の監査</p>	<p>○ 認定医療法人については、地域で安定的な医業経営を実現するために公認会計士等の財務監査を行うこととしてはどうか。</p>	<p>●社会福祉法人の認可について（通知） 社会福祉法人審査基準 第3 法人の組織運営 5 法人の組織運営に関する情報開示等 (1) 財産状況等の監査に関しては、法人運営の透明性の確保の観点から、公認会計士、税理士等による外部監査の活用を積極的に行うことが適当であること。 特に、資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の法人については、その事業規模等に鑑み、2年に1回程度の外部監査の活用を行うことが望ましいものであること。これらに該当しない法人についても、5年に1回程度の外部監査の活用を行うなど法人運営の透明性の確保のための取組を行うことが望ましいものであること。</p>

	主な論点の整理	社会福祉法人
収益事業	<p>○ 認定医療法人が行う事業については、利益を医療機関の事業の充実に充てることを目的とした収益事業ができるようにするとともに、特別養護老人ホームの設置など施設サービスを含めた介護福祉事業も行えるようにすることによって、地域において医療から福祉までまたがる多様な事業展開が一貫してできることとし、もって住民サービスの向上につなげてはどうか。</p>	<p>● 社会福祉法 (公益事業及び収益事業) 第26条 社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業（以下「公益事業」という。）又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業（第2条第4項第4号に掲げる事業その他の政令で定めるものに限る。第57条第2号において同じ。）の経営に充てることを目的とする事業（以下「収益事業」という。）を行うことができる。 2 公益事業又は収益事業に関する会計は、それぞれ当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。 (公益事業又は収益事業の停止) 第57条 所轄庁は、第26条第1項の規定により公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人につき、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該社会福祉法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。 一 当該社会福祉法人が定款で定められた事業以外の事業を行うこと。 二 当該社会福祉法人が当該収益事業から生じた収益を当該社会福祉法人の行う社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用すること。 三 当該公益事業又は収益事業の継続が当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に支障があること。</p>

	主な論点の整理	社会福祉法人
<p>残余財産の 帰属</p>	<p>○ 医療法人が解散する場合の残余財産の帰属先については、他の医療法人、国又は地方公共団体であることを原則としてはどうか。特に、認定医療法人が解散する場合の残余財産の帰属先については、他の認定医療法人、国又は地方公共団体でなければならないとしてはどうか。</p>	<p>●社会福祉法 （残余財産の帰属） 第47条 解散した社会福祉法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除くほか、所轄庁に対する清算終了の届出の時に於いて、定款の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。 2 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。</p>

医療法人制度改革の基本的な方向性について(主な論点の整理)

～「主な論点の整理」を踏まえた医療法人と新たな認定医療法人の姿～

◇医療法人制度改革について、医療法人と新たに創設することを検討している認定医療法人について論点を分けて考えると、次のとおり、整理できるのではないか。

【改革を通じた医療法人の将来の姿(案)】

I. 非営利性の徹底

- 医療法人の財政基盤としての剰余金の使途については医療法に明確に規定することによって、医療法人の非営利性をより鮮明にするとともに、剰余金はすべて医療に再投資することによって地域に還元することとし、特定の個人や団体に帰属させるものではないことを明らかにしてはどうか。
- 医療法人の非営利性をより鮮明にするため、株式会社など営利法人や個人から資金の支援を受けている場合、医療法人は支援を受けた者の名称等を開示することとしてはどうか。
- 医療法人が解散する場合の残余財産の帰属先については、他の医療法人、国又は地方公共団体であることを原則としてはどうか。

III. 効率性の向上

- 医療法人がその理念に基づき自らの医療機関の機能や役割を明確化し、合理的かつ効率的な取組を行うことができるよう経営管理機能の強化を図るべきではないか。
- 医療法人の理事会の役割を強化し、理事会の権限を明確にするべきではないか。あわせて、診療部門とは別に組織横断的な経営管理部門を設置し、経営管理の観点から組織全体を統括し、理事会を支える役割を担わせるべきではないか。
- 医療法人の経営を実質的に担う役員(理事及び監事)について、それぞれの役割を明確にしてはどうか。その際、役員の実質的な責任の及ぶ範囲についても同様に明確にしてはどうか。
- 医療法人の利益が害されることを防ぐため、社団医療法人の社員による役員に対する代表訴訟制度を、公益法人の改革を例にしながら検討してはどうか。その際、濫訴防止の観点

から、代表訴訟の制限に関する規定についても同様に検討してはどうか。

- 理事については同一親族等が理事会を実質的に支配することのないよう、例えば、同一の親族が占める割合等を理事数の3分の1以下とするといったことを検討してはどうか。

IV. 透明性の確保

- 医療法人をより住民に身近な存在とするため、医療法人会計基準を作成し、医療法人の提供する医療サービスの基盤である財務の透明性を確保することとしてはどうか。
- 医療法人の財務については医療法人のグループ全体の状況を表すものとしてはどうか。
- 住民に対し、医業経営の情報の公開を推進することにより、医療法人の信頼を高めることとしてはどうか。
- 医療法人の財務状況や財務状況に関する情報(格付け情報など)を広告できるようにしてはどうか。

【改革を通じた公益性の高い認定医療法人の将来の姿(案)】

◇認定医療法人については、医療法人に係る改革の他、次の点を満たしたものとするべきではないか。

- 社員の退社時における剰余金の分配や解散時の残余財産の分配などについて事実上の配当とみなされる持分あり社団医療法人と非営利性との整合性を図るため、特定医療法人・特別医療法人制度に関する抜本的な改革を通じて、より移行しやすい新たな持分なし医療法人制度(以下「認定医療法人」という。)を創設することとしてはどうか。

I. 非営利性の徹底

- 認定医療法人が解散する場合の残余財産の帰属先については、他の認定医療法人、国又は地方公共団体でなければならないとしてはどうか。
- 認定医療法人の経営を実質的に担う役員(理事及び監事)の報酬については、認定医療法人の資産・収入の状況からみてあまりに多額になった場合には、認定医療法人が行う事業に支障が生じる可能性があることから、認定医療法人が定める役員に対する報酬等の支給基準について開示することとしてはどうか。

Ⅱ. 公益性の確立

- 住民にとって望ましい医療については、都道府県が作成する医療計画に位置づけることとし、その医療を認定医療法人が担うことによって、医療の公益性を確立することとしてはどうか。あわせて、地域の医療ニーズに対応するよう都道府県が作成する医療計画については定期的に見直すようにしてはどうか。
- 医療計画に位置づけられる医療については認定医療法人の積極的な役割を期待し、特定の分野の医療を担う主体として、認定医療法人を公的医療機関とともに位置づけてはどうか。
- 効率性が向上し、透明性が確保された民間非営利組織である認定医療法人が担う医療については、既存の自治体病院をはじめとする公的医療機関が担う公益性の高い医療と何ら違いはないことから、認定医療法人が公的医療機関の経営を積極的に担うことができるようにし、もって公的医療機関の経営効率を高めることとしてはどうか。
- 認定医療法人が行う公益性の高い医療については、当該認定医療法人の事業規模のうち一定の範囲以上占めることとしてはどうか。

Ⅲ. 効率性の向上

- 住民が望む公益性の高い医療を担う認定医療法人に関しては、より効率的な経営管理体制の在り方として、理事長要件の更なる緩和を検討してはどうか。
- 認定医療法人については、地域住民の意見や医業経営に貢献すると考えられる外部の専門家の知識や経験を経営に反映させる方策として、評議員会を設置してはどうか。

Ⅳ. 透明性の確保

- 評議員会を構成する評議員については、同一の親族等が評議員会を実質的に支配することのないよう、例えば、同一の親族が占める割合を一定程度に制限することとしてはどうか。
- 認定医療法人に関しては、住民に支えてもらうために、当該法人の提供する医療サービスに係る事業計画や事業報告を住民に公開することとしてはどうか。
- 認定医療法人については、財務状況が広く公開されること、公認会計士等の財務監査を受けているなど住民に対し透明性のある経営を行っていることから、行政において自己資本比率の規制を行う必要性について検討してはどうか。

V. 安定した医業経営の実現

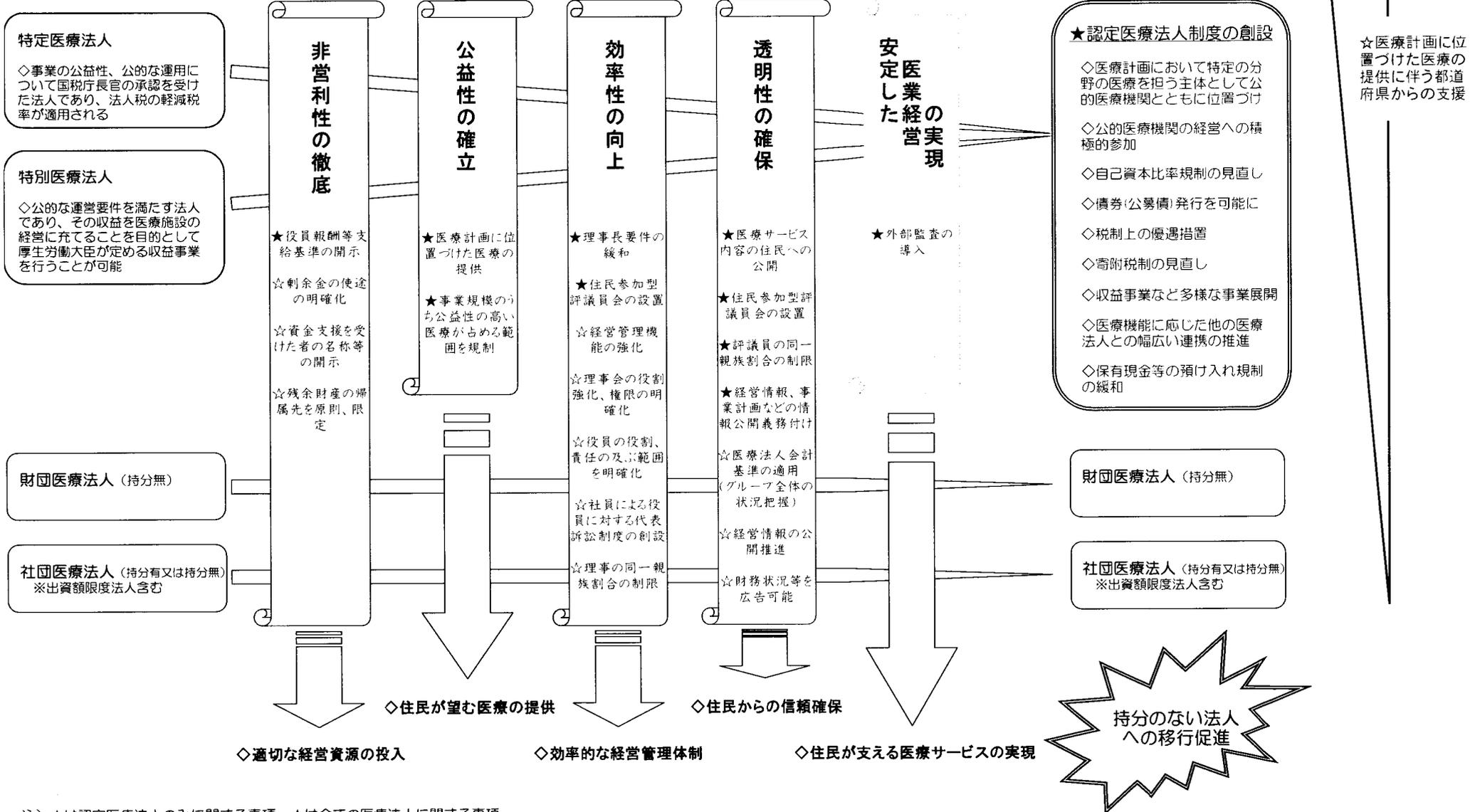
- 認定医療法人については、証券取引法に基づく有価証券としての位置づけである債券(公募債)が発行できるものとし、住民や地域企業が資金面で支えるようにしてはどうか。
- 債券を発行することができる認定医療法人については、地域で安定的な医業経営を実現するために公認会計士等の財務監査を行うこととしてはどうか。
- 住民が望む公益性の高い医療を担う認定医療法人については税制上の優遇措置を検討してはどうか。
- 認定医療法人については、住民や地域企業から寄附を受けやすいように税制上措置することにより、住民参加の機会を高めるとともに、住民や地域企業が認定医療法人を資金面で支えるようにしてはどうか。
- 認定医療法人が行う事業については、利益を医療機関の事業の充実に充てることを目的とした収益事業ができるようにするとともに、特別養護老人ホームの設置など施設サービスを含めた介護福祉事業も行えるようにすることによって、地域において医療から福祉までまたがる多様な事業展開が一貫してできることとし、もって住民サービスの向上につなげてはどうか。
- 認定医療法人が他の医療法人に対し運営面・資金面で支援できるようにすることにより地域で医療機能に応じた幅広い連携が推進されるようにし、認定医療法人を中心とした地域が望む効率的な医療提供体制の実現を図ってはどうか。
- 認定医療法人が保有する現金等については、経営上必要なものについて適正に管理され、かつ、処分がみだりに行われなことを条件として、預け入れ先に関する規制(国公債や確実な有価証券であることなど)を緩和し、リスク負担能力に応じた適切な分散投資を認めてはどうか。

医療法人制度改革の柱

①非営利性・公益性の徹底による国民の信頼の確立
②効率的で透明な医業経営の実現による医療の安定的な提供

<現行>

<改正後>



注) ★は認定医療法人のみに関する事項、☆は全ての医療法人に関する事項。

医療法人の非営利性等に関する調査結果について

平成 17 年 2 月 1 日
社団法人 日本医療法人協会

1 目的

医療法人の非営利性・公益性向上に必要な資料を得るとともに、今後の医療法人制度改革に向けて基礎資料とすること。

2 実施要領

1) 調査対象

全会員 (1,410 法人)

2) 調査方法

アンケート用紙を法人宛に郵送し、ファクスにより回答を受領。

3) 調査時期

平成 16 年 9 月 14 日 (火) にアンケート用紙を送付。11 月初旬までに回答を回収した。

3 回答状況

1,410 法人中 182 法人より有効回答を得た。

回収率は 12.9%、回答法人の内訳は下表の通り。

【回答法人内訳】

大分類	小分類	法人数	構成割合(%)
財 団		18	9.9
	一般	7	3.8
	特定医療法人	10	5.5
	特別医療法人	1	0.5
社 団		164	90.1
持分あり		105	
	一般	88	48.4
	出資額限度法人	17	9.3
持分なし		59	
	特定医療法人	52	28.6
	特別医療法人	6	3.3
	(再掲) 特定・特別医療法人	(△4)	(△2.2)
	その他	5	2.7
合 計		182	100

4 調査結果

別紙の通り。集計は回答のあった全法人を対象としているが、項目の性質上、社員数、同族社員割合は社団のみ、出資額、同族出資割合は持分ある社団のみ対象とした。

(別 紙)

医療法人の非営利性等に関する調査結果

I 役員、社員、出資及び同族割合の現状

1 役員数、同族割合

- 理事数は「6～10人」クラスが全法人の54.4%を占め、最も多い。3人以下は8.8%と少数派。また、持分ある社団より、財団、持分のない社団で人数が多い傾向にある。(表1)
- 監事数は、全法人の80%以上が2人以下となっている。(表2)
- 理事の同族割合は、出資額限度法人、持分のある社団の30%近くが「90%超～100%」と同族経営の色彩が強い。全体でもこの割合区分が17.0%と最多を占める。持分のない社団や財団は、同族規制のある特定、特別医療法人が大半であることから、ほとんど40%以下となっている。(表3)
- 監事の同族割合は「0～10%」が全体の41.8%と、同族色は薄い。(表4)

2 社員数、出資額、同族社員割合、同族出資割合

- 社員数は全ての社団の60%近くが10人以下と、人的に小規模である。(表5)
- 出資額は、出資額限度法人と持分のある社団の50%近くが2,000万円以下であり、資本的にも小規模である。(表6)
- 同族社員割合は、社団全体の15.9%が「90%超～100%」と、理事の同族割合ほどではないにしろ高い。出資額限度法人と持分のある社団では同族比率50%超の法人が50%近くを占める。これに対し、持分のない社団では同族比率50%以下が70%近くに達し、対照的である。(表7)
- 同族出資割合は、出資額限度法人、持分のある社団全体の60%が「90%超～100%」であると回答しており、最も同族色が際立っている。(表8)

II 非営利性、公益性に関する医療法人の意識

1 非営利性一般について

1) 非営利性の具体的イメージはどのようなものか

14項目を例示して営利か非営利(営利を目的としていると考えられない)か尋ねた結果を、営利、非営利いずれの回答が多かったかを基に区分すると、次のようになる。(カッコ内は営利または非営利と答えた法人の比率)(表9)

- 【非営利との回答が最も多かった項目】
- ①社員の退社時に出資払込額を限度として払戻しすること (68.7%)
 - ②社団医療法人の解散時に出資払込額を限度として残余財産の分配が行われること (67.6%)
 - ③効率的な医業経営で高収益を上げていること (58.8%)
 - ④提供する医療の内容に基づいて医療従事者に高額な報酬を支払うこと (58.8%)
 - ⑤出資持分を有していること (48.4%)
 - ⑥医療法人の役員が同族関係者で占められていること (40.7%)

- 【営利との回答が最も多かった項目】
- ①MS 法人を通して医療法人の剰余金を分配すること (73.1%)
 - ②医療法人の役員の地位のみに基づいて高額な報酬を支払うこと (59.3%)

- ③MS 法人をはじめとする株式会社が医療法人の出資者や社員になること (54.9%)
- ④医療法人の役員・社員と MS 法人の役員・社員が同じであること (47.3%)
- ⑤MS 法人をはじめとする株式会社の代表者が医療法人の役員または社員に就任していること (45.1%)
- ⑥社員の退社時に出資持分に応じた剰余金の分配が行われること (41.8%)
- ⑦附帯業務または収益業務を広範囲に行っていること (38.5%)

- 【どちらともいえないとの回答が最も多かった項目】
- ・社団医療法人の解散時に出資持分に
応じた残余財産の分配が行われること
(35.7%)

2) 非営利性に関する意見

「剰余金を分配しないこと」18件、「剰余金を医療に再投資し、質の高い医療を行うこと」16件、「地域住民に安定的な医療を提供し、持続性を図ること」16件——等があった。

3) 非営利性を担保する方法に関する意見

税負担軽減によって担保せよとする声が多く14件、次いで配当禁止の維持11件、情報公開9件であった。

2 出資持分について

1) 出資持分をどう捉えているか

5項目を挙げて賛否を尋ねたところ、最も多くの医療法人が「賛同する」としたのが、「病院経営上、出資持分を解消してより公益性の高い法人形態に移行したい」(57.1%)であった。これは財団、持分のない社団に限らず、出資額限度法人、持分のある社団でも高い数値を示している。

また、回答法人は財団、持分のない社団の比率が相対的に高いことから、「すでに出資持分を解消した」との項目への賛同も42.3%と多い。

これに対して、「出資持分を解消したいが先祖代々の病院なので放棄しづらい」には、「賛同しない」が37.9%と最多であり、持分放棄の意思のある医療法人が少なからず存在することをうかがわせる。

「出資持分があるからこそ病院の質を向上させる意欲が出てくる」、「出資持分を解消すると病院経営の権利が奪われるおそれがある」の2項目については、「どちらともいえない」とする声が多かった。(表10)

2) 出資持分に伴う問題はいかに解消すべきか

特定医療法人・特別医療法人の要件緩和を必要とする法人が全体の75.8%に上り、次いで出資額限度法人の普及が必要との声も58.8%に達している。(表11)

3) 問題解消のための施策に関する意見

医療法人創設・承継等の課税軽減を求める声が12件と多かった。

4) 出資持分に関する意見

「出資持分は放棄すべき」(14件)、「出資額限度法人が望ましい」(13件)という非営利性向上を目指す意見とともに、「持分があるのは当然」(6件)とする意見もあった。

3 配当禁止について

1) 配当禁止の具体的なイメージはどのようなものか

7項目について配当禁止に抵触するか否かを尋ねた。

「配当禁止に抵触しない」との回答が多かったのは、①病院の建替えや医療機器の購入に充てること(92.9%)、②医療や健康に関わる研究事業に充てること(86.3%)、③退社時や解散時に、社員に出資払込額を限度として払い戻すこと(72.5%)、④提供する医療の内容に基づいて医療従事者に高額な報酬を支払うこと(55.5%)——の4項目。

「配当禁止に抵触する」との回答が多かったのは、①近隣の土地、建物等の賃借料と比較して著しく高額な賃借料を支払うこと(77.5%)、②退社時や解散時に、社員に持分に応じた払戻しを行うこと(45.6%)——の2項目だった。

「他の医療法人へ出資すること」については、「どちらともいえない」とする答えが42.3%と多かった。(表12)

2) 剰余金の使途に関する意見

医療の質向上等のための設備投資に充てるべきとする声が43件と圧倒的に多かった。役員や従業員への還元が16件でそれに続いている。

4 公益性について

1) 公益性の具体的なイメージはどのようなものか

8項目について、公益性が高いか否かを尋ねたところ、7項目については「公益性が高い事業であると思う」が「公益性が高い事業であるとは思わない」を上回った。比率の高い順に並べると、下記の通りである。

残る1項目は「治療方法の確立していない疾病に係る診療を行っていること」だが、これは「どちらともいえない」が最多だった。(表13)

【公益性の高い事業】

①救命救急医療を実施していること(84.1%)

②へき地など採算の合わない地区において医療を実施していること

(83.5%)

- ③24時間365日診療を実施していること (76.4%)
- ④医療や健康に関わる研究事業に取り組んでいること (66.5%)
- ⑤社会保険診療を実施していること (62.6%)
- ⑥医療従事者の研修に取り組んでいること (56.0%)
- ⑦経営に関する情報を公開していること (47.8%)

2) 一般の医療法人に積極的な公益性まで必要か
「必要」が36.8%と最多であるが、「不要」32.4%、「どちらともいえない」29.7%で、意見が分散している。(表14)

3) 公益性に関する意見
公益性とは「患者・地域のために良質な医療を提供すること」とする意見が22件と最も多かった。

Ⅲ 特定医療法人、特別医療法人、出資額限度法人をどう捉えているか

1 特定医療法人

1) 特定医療法人移行の意思の有無

「移行の意思がある」「移行の意思はあるが、困難である」を合わせると69件、「移行の意思はない」26件に比べ、移行希望はかなり多い。(表15)

2) 「移行の意思がある」理由

「医療法人の永続性を図りたい」が36件と最も多く、「法人税の軽減税率を適用したい」22件、「相続税負担を軽減させたい」20件、「医療法人の非営利性を向上させたい」12件と続く。(表16)

3) 「移行の意思はあるが、困難」な理由

「持分の放棄が困難」とする意見が26件と最多。「報告制度の負担が大きい」15件、「年収の上限規制をクリアできない」10件と続いている。(表17)

4) 「移行の意思はない」理由

「現在の出資役員の経営権を確保したい」が17件とトップ。以下、「持分を放棄したくない」10件、「優れた医師を高給で招く必要がある」8件と続く。(表18)

2 特別医療法人

1) 特別医療法人移行の意思の有無

「移行の意思がある」「移行の意思はあるが、困難である」を合わせると71件だが、「移行の意思はない」も58件と多く、特定医療法人に比べ移行を拒否する法人が多い。(表19)

2) 「移行の意思がある」理由

「医療法人の永続性を図りたい」が 27 件と最も多く、「収益業務を行いたい」17 件、「医療法人の非営利性を向上させたい」14 件、「相続税負担を軽減させたい」13 件、と続く。(表 20)

3) 「移行の意思はあるが、困難」な理由

「持分の放棄が困難」とする意見が 16 件と最多。「医療施設の要件を満たせない」、「年収の上限規制をクリアできない」各 7 件と続いている。(表 21)

4) 「移行の意思はない」理由

「法人税の軽減税率のようなメリットがない」が 27 件と際立っており、上記 1) に見るような移行拒否が多い理由と考えられる。さらに「現在の出資役員の経営権を確保したい」16 件、「持分を放棄したくない」9 件、「優れた医師を高給で招く必要がある」7 件と続く。(表 22)

3 出資額限度法人

1) 出資額限度法人移行の意思の有無

「移行の意思がある」「移行の意思はあるが、困難である」を合わせると 51 件で、特定医療法人、特別医療法人ほどではない。これは財団、持分のない社団等が対象にならないためであろう。「移行の意思はない」は 29 件となっているが、その半数以上は移行の可能性のない財団、持分のない社団の回答である。(表 23)

2) 「移行の意思がある」理由

「医療法人の永続性を図りたい」が 36 件と最も多く、「相続税負担を軽減させたい」16 件、「医療法人の非営利性を向上させたい」12 件と続く。(表 24)

3) 「移行の意思はあるが、困難」な理由

いわゆる非課税 4 要件のうち、「同族出資比率要件を満たせない」が 13 件と最多。次いで「同族社員比率要件を満たせない」11 件、「同族役員比率要件を満たせない」9 件と続いている。(表 25)

4) 「移行の意思はない」理由

「現在の出資役員の経営権を確保したい」10 件、「持分を維持し続けたい」3 件となっている。(表 26)

IV 医療法人の業務範囲はいかにあるべきか

1 現在実施している附帯業務

訪問看護ステーション (97 件)、高齢者の生活支援事業等 (75 件)、老人

居宅介護等（73 件）、医療関係者養成（33 件）——等が多く実施されている。（表 27）

2 特別医療法人の実施している収益業務

回答数が 7 件と少ないが、駐車場、配食サービス、グループホーム等が実施されている。

3 1 以外に認めるべき附帯業務にはどのようなものがあるか

医療、福祉関係が 64 件と多く、具体例としてはグループホーム等老人向け施設サービスが目立つ。このほか、専門学校等の教育・学習支援業 19 件、配食サービス等のサービス業 17 件、レストラン、宿泊施設等の飲食・宿泊業 17 件——等が続いている。（表 28）

4 附帯業務のあり方に関する意見

「医療・福祉分野に限るべき」等の規制を維持すべきとする意見とともに、自由化を求める意見もあった。

(集計表)

I 役員、社員、出資及び同族割合の現状

1 役員数、同族役員割合

【理事数】

(表1)

人数区分	法 人 数					構 成 割 合 (%)				
	財団	持分のない社団	出資額限度法人	持分のある社団	全体	財団	持分のない社団	出資額限度法人	持分のある社団	全体
3人以下	1	0	2	13	16	5.6	0	11.8	14.8	8.8
5人以下	1	0	7	19	27	5.6	0	41.2	21.6	14.8
10人以下	6	47	4	42	99	33.3	79.7	23.5	47.7	54.4
15人以下	8	4	2	6	20	44.4	6.8	11.8	6.8	11
20人以下	0	3	0	0	3	0	5.1	0	0	1.6
25人以下	0	1	0	1	2	0	1.7	0	1.1	1.1
30人以下	0	0	1	0	1	0	0	5.9	0	0.5
30人超	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無回答	2	4	1	7	14	11.1	6.8	5.9	8.0	7.7
合 計	18	59	17	88	182	100	100	100	100	100

【監事数】

(表2)

人数区分	法 人 数					構 成 割 合 (%)				
	財団	持分のない社団	出資額限度法人	持分のある社団	全体	財団	持分のない社団	出資額限度法人	持分のある社団	全体
0人	1	0	0	0	1	5.6	0	0	0	0.5
1人	2	1	8	59	70	11.1	1.7	47.1	67.0	38.5
2人	8	47	6	17	78	44.4	79.7	35.3	19.3	42.9
3人	5	6	0	0	11	27.8	10.2	0	0	6.0
4人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10人以下	0	1	0	0	1	0	1.7	0	0	0.5
10人超	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無回答	2	4	3	12	21	11.1	6.8	17.6	13.6	11.5
合 計	18	59	17	88	182	100	100	100	100	100

【理事の同族割合】

(表 3)

割合区分 (%)	法 人 数					構 成 割 合 (%)				
	財団	持分のない 社団	出資額 限 度法人	持分のあ る社団	全体	財団	持分のない 社団	出資額 限 度法人	持分のあ る社団	全体
0~10	4	5	1	4	14	22.2	8.5	5.9	4.5	7.7
~20	1	3	1	3	8	5.6	5.1	5.9	3.4	4.4
~30	4	12	1	5	22	22.2	20.3	5.9	5.7	12.1
~40	2	20	1	2	25	11.1	33.9	5.9	2.3	13.7
~50	1	0	0	4	5	5.6	0	0	4.5	2.7
~60	1	0	0	4	5	5.6	0	0	4.5	2.7
~70	0	0	0	4	4	0	0	0	4.5	2.2
~80	0	0	2	4	6	0	0	11.8	4.5	3.3
~90	0	0	0	5	5	0	0	0	5.7	2.7
~100	1	1	5	24	31	5.6	1.7	29.4	27.3	17.0
無回答	4	18	6	29	57	22.2	30.5	35.3	33.0	31.3
合 計	18	59	17	88	182	100	100	100	100	100

【監事の同族割合】

(表 4)

割合区分 (%)	法 人 数					構 成 割 合 (%)				
	財団	持分のない 社団	出資額 限 度法人	持分のあ る社団	全体	財団	持分のない 社団	出資額 限 度法人	持分のあ る社団	全体
0~10	9	34	6	27	76	50	57.6	35.3	30.7	41.8
~20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
~30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
~40	0	2	0	0	2	0	3.4	0	0	1.1
~50	1	1	0	2	4	5.6	1.7	0	2.3	2.2
~60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
~70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
~80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
~90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
~100	1	0	3	16	20	5.6	0	17.6	18.2	11
無回答	7	22	8	43	80	38.9	37.5	47.1	48.9	44
合 計	18	59	17	88	182	100	100	100	100	100

2 社員数、出資額、同族社員割合、同族出資割合

【社員数】

(表5)

人数区分	法 人 数				構 成 割 合 (%)				
	持分のない い社団	出資額限 度法人	持分のあ る社団	全体	持分のない い社団	出資額限 度法人	持分のあ る社団	全体	
3人以下	3	0	7	10	5.1	0	8.0	6.1	
5人以下	3	4	20	27	5.1	23.5	22.7	16.5	
10人以下	20	9	31	60	33.9	52.9	35.2	36.6	
15人以下	12	1	10	23	20.3	5.9	11.4	14.0	
20人以下	8	0	3	11	13.6	0	3.4	6.7	
25人以下	3	0	0	3	5.1	0	0	1.8	
30人以下	1	0	1	2	1.7	0	1.1	1.2	
35人以下	0	0	0	0	0	0	0	0	
40人以下	1	0	0	1	1.7	0	0	0.6	
45人以下	0	0	0	0	0	0	0	0	
50人以下	0	0	0	0	0	0	0	0	
50人超	0	0	0	0	0	0	0	0	
無回答	8	3	16	27	13.6	17.6	18.2	16.5	
合 計	59	17	88	164	100	100	100	100	

【出資額】

(表6)

金額区分 (万円)	法 人 数			構 成 割 合 (%)			
	出資額限 度法人	持分のあ る社団	全体	出資額限 度法人	持分のあ る社団	全体	
~500	5	19	24	29.4	21.6	22.9	
~1,000	4	14	18	23.5	15.9	17.1	
~2,000	2	8	10	11.8	9.1	9.5	
~3,000	0	4	4	0	4.5	3.8	
~4,000	1	3	4	5.9	3.4	3.8	
~5,000	0	10	10	0	11.4	9.5	
~6,000	0	1	1	0	1.1	1.0	
~7,000	0	1	1	0	1.1	1.0	
~8,000	0	0	0	0	0	0	
~9,000	0	1	1	0	1.1	1.0	
~10,000	0	2	2	0	2.3	1.9	
~20,000	1	1	2	5.9	1.1	1.9	
~50,000	2	3	5	11.8	3.4	4.8	
~100,000	0	0	0	0	0	0	
100,000超	0	0	0	0	0	0	
無回答	2	21	23	11.8	23.9	21.9	
合 計	17	88	105	100	100	100	

【同族社員割合】

(表 7)

割合区分 (%)	法 人 数				構 成 割 合 (%)			
	持分の ない社 団	出資額 限 度法 人	持分の あ る社 団	全 体	持分の ない社 団	出資額 限 度法 人	持分の あ る社 団	全 体
0~10	7	1	4	12	11.9	5.9	4.5	7.3
~20	5	0	0	5	8.5	0	0	3.0
~30	16	0	4	20	27.1	0	4.5	12.2
~40	12	1	3	16	20.3	5.9	3.4	9.8
~50	0	1	1	2	0	5.9	1.1	1.2
~60	0	1	6	7	0	5.9	6.8	4.3
~70	0	0	2	2	0	0	2.3	1.2
~80	1	3	8	12	1.7	17.6	9.1	7.3
~90	0	1	5	6	0	5.9	5.7	3.7
~100	1	3	22	26	1.7	17.6	25	15.9
無回答	17	6	33	56	28.8	35.3	37.5	34.1
合 計	59	17	88	164	100	100	100	100

【同族出資割合】

(表 8)

割合区分 (%)	法 人 数			構 成 割 合 (%)		
	出資額 限 度法 人	持分の あ る社 団	全 体	出資額 限 度法 人	持分の あ る社 団	全 体
0~10	1	2	3	5.9	2.3	2.9
~20	0	1	1	0	1.1	1.0
~30	0	0	0	0	0	0
~40	1	0	1	5.9	0	1.0
~50	0	0	0	0	0	0
~60	0	1	1	0	1.1	1.0
~70	1	0	1	5.9	0	1.0
~80	0	0	0	0	0	0
~90	0	1	1	0	1.1	1.0
~100	8	55	63	47.1	62.5	60
無回答	6	28	34	35.3	31.8	32.4
合 計	17	88	105	100	100	100

II 非営利性、公益性に関する医療法人の意識

1 非営利性一般について

1) 非営利性の具体的なイメージはどのようなものか

(表9)

区 分	営利を目的としている と考えられない					営利を目的としている と考えられる					どちらともいえない					無 回 答				
	財団	持分の ない社 団	出資額 限 度法 人	持分 の あ る社 団	全 体	財団	持分の ない社 団	出資額 限 度法 人	持分 の あ る社 団	全 体	財団	持分の ない社 団	出資額 限 度法 人	持分 の あ る社 団	全 体	財団	持分の ない社 団	出資額 限 度法 人	持分 の あ る社 団	全 体
①効率的な医業経営で高 収益を上げていること	12 (66.7)	37 (62.7)	10 (58.8)	48 (54.5)	107 (58.8)	0 (0)	5 (8.5)	0 (0)	19 (21.6)	24 (13.2)	5 (27.8)	15 (25.4)	6 (35.3)	18 (20.5)	44 (24.2)	1 (5.6)	2 (3.4)	1 (5.9)	3 (3.4)	7 (3.8)
②附帯業務または収益業 務を広範囲に行っている こと	4 (22.2)	20 (33.9)	4 (23.5)	23 (26.1)	51 (28.0)	10 (55.6)	23 (39.0)	5 (29.4)	32 (36.4)	70 (38.5)	3 (16.7)	13 (22.0)	7 (41.2)	27 (30.7)	50 (27.5)	1 (5.6)	3 (5.1)	1 (5.9)	6 (6.8)	11 (6.0)
③医療法人の役員が同族 関係者で占められている こと	4 (22.2)	27 (45.8)	4 (23.5)	39 (44.3)	74 (40.7)	7 (38.9)	18 (30.5)	3 (17.6)	12 (13.6)	40 (22.0)	6 (33.3)	11 (18.6)	9 (52.9)	35 (39.8)	61 (33.5)	1 (5.6)	3 (5.1)	1 (5.9)	2 (2.3)	7 (3.8)
④医療法人の役員・社員 とMS法人の役員・社員 が同じであること	1 (5.6)	9 (15.3)	1 (5.9)	18 (20.5)	29 (15.9)	10 (55.6)	30 (50.8)	10 (58.8)	36 (40.9)	86 (47.3)	4 (22.2)	17 (28.8)	4 (23.5)	29 (33.0)	54 (29.7)	3 (16.7)	3 (5.1)	2 (11.8)	5 (5.7)	13 (7.1)
⑤MS法人をはじめとす る株式会社が医療法人の 出資者や社員になること	2 (11.1)	6 (10.2)	1 (5.9)	11 (12.5)	20 (11.0)	10 (55.6)	35 (59.3)	12 (70.6)	43 (48.9)	100 (54.9)	5 (27.8)	14 (23.7)	2 (11.8)	29 (33.0)	50 (27.5)	1 (5.6)	4 (6.8)	2 (11.8)	5 (5.7)	12 (6.6)
⑥MS法人をはじめとす る株式会社の代表者が医 療法人の役員又は社員に 就任していること	3 (16.7)	10 (16.9)	1 (5.9)	15 (17.0)	29 (15.9)	10 (55.6)	29 (49.2)	11 (64.7)	32 (36.4)	82 (45.1)	4 (22.2)	17 (28.8)	3 (17.6)	35 (39.8)	59 (32.4)	1 (5.6)	3 (5.1)	2 (11.8)	6 (6.8)	12 (6.6)
⑦MS法人を通して医療 法人の剰余金を分配する こと	0 (0)	5 (8.5)	0 (0)	4 (4.5)	9 (4.9)	14 (77.8)	45 (76.3)	13 (76.5)	61 (69.3)	133 (73.1)	2 (11.1)	6 (10.2)	2 (11.8)	17 (19.3)	27 (14.8)	2 (11.1)	3 (5.1)	2 (11.8)	6 (6.8)	13 (7.1)

区 分	営利を目的としている と考えられない					営利を目的としている と考えられる					どちらともいえない					無 回 答				
	財団	持分の ない社 団	出資額 限 度法 人	持分の あ る社 団	全 体	財団	持分の ない社 団	出資額 限 度法 人	持分の あ る社 団	全 体	財団	持分の ない社 団	出資額 限 度法 人	持分の あ る社 団	全 体	財団	持分の ない社 団	出資額 限 度法 人	持分の あ る社 団	全 体
⑧出資持分を有している こと	7 (38.9)	24 (40.7)	8 (47.1)	49 (55.7)	88 (48.4)	4 (22.2)	11 (18.6)	0 (0)	7 (8.0)	22 (12.1)	5 (27.8)	20 (33.9)	8 (47.1)	27 (30.7)	60 (33.0)	2 (11.1)	4 (6.8)	1 (5.9)	5 (5.7)	12 (6.6)
⑨社員の退社時に出資持 分に応じた剰余金の分配 が行われること	3 (16.7)	11 (18.6)	2 (11.8)	14 (15.9)	30 (16.5)	10 (55.6)	26 (44.1)	7 (41.2)	33 (37.5)	76 (41.8)	4 (22.2)	19 (32.2)	6 (35.3)	37 (42.0)	66 (36.3)	1 (5.6)	3 (5.1)	2 (11.8)	4 (4.5)	10 (5.5)
⑩社員の退社時に出資払 込額を限度として払戻し すること	8 (44.4)	33 (55.9)	14 (82.4)	70 (79.5)	125 (68.7)	3 (16.7)	7 (11.9)	0 (0)	3 (3.4)	13 (7.1)	6 (33.3)	15 (25.4)	3 (17.6)	12 (13.6)	36 (19.8)	1 (5.6)	4 (6.8)	0 (0)	3 (3.4)	8 (4.4)
⑪社団医療法人の解散時 に出資持分に応じた剰余 財産の分配が行われるこ と	2 (11.1)	15 (25.4)	4 (23.5)	28 (31.8)	49 (26.9)	9 (50)	21 (35.6)	6 (35.3)	25 (28.4)	61 (33.5)	6 (33.3)	19 (32.2)	7 (41.2)	33 (37.5)	65 (35.7)	1 (5.6)	4 (6.8)	0 (0)	2 (2.3)	7 (3.8)
⑫社団医療法人の解散時 に出資払込額を限度とし て剰余財産の分配が行わ れること	7 (38.9)	34 (57.6)	12 (70.6)	70 (79.5)	123 (67.6)	4 (22.2)	6 (10.2)	0 (0)	4 (4.5)	14 (7.7)	6 (33.3)	15 (25.4)	4 (23.5)	9 (10.2)	34 (18.7)	1 (5.6)	4 (6.8)	1 (5.9)	5 (5.7)	11 (6.0)
⑬医療法人の役員の地位 のみに基づいて高額な報 酬を支払うこと	0 (0)	6 (10.2)	0 (0)	12 (13.6)	18 (9.9)	11 (61.1)	40 (67.8)	11 (64.7)	46 (52.3)	108 (59.3)	6 (33.3)	11 (18.6)	5 (29.4)	27 (30.7)	49 (26.9)	1 (5.6)	2 (3.4)	1 (5.9)	3 (3.4)	7 (3.8)
⑭提供する医療の内容に 基づいて医療従事者に高 額な報酬を支払うこと	14 (77.8)	38 (64.4)	9 (52.9)	46 (52.3)	107 (58.8)	1 (5.6)	9 (15.3)	2 (11.8)	14 (15.9)	26 (14.3)	2 (11.1)	10 (16.9)	5 (29.4)	25 (28.4)	42 (23.1)	1 (5.6)	2 (3.4)	1 (5.9)	3 (3.4)	7 (3.8)

(注)カッコ内は構成割合。

2) 非営利性に関する意見

(主要な意見)

- 剰余金を分配しないこと (18 件)
- 剰余金を医療に再投資し、質の高い医療を行うこと (16 件)
- 地域住民に安定的に安全な医療を提供し、持続性を図ること (16 件)
- 持分を有さないこと (8 件)
- 高額の報酬を取らないこと (7 件)
- 不採算の医療も手がけること (7 件)
- 非同族であること (6 件)
- 課税されないこと (5 件)
- 経営の透明性 (3 件)
- 出資額限度で払戻しを受けること (4 件)
- 患者を商品視しないこと (2 件)
- 医療の公共性 (2 件)
- 非営利は大きな問題にすべきでない (ある程度の利益は必要) (5 件)
- 医療法人は営利企業(3 件)

3) 非営利性を担保する方法に関する意見

(主要な意見)

- 相続税、法人税等の税負担軽減 (14 件)
- 現行制度 (配当禁止) の維持 (11 件)
- 経営内容等の情報公開 (9 件)
- 持分の放棄 (7 件)
- 国民皆保険の維持、充実 (3 件)
- 出資額限度法人の法制化 (3 件)
- 新たな持分なし法人の創設等、医療法人制度改革 (3 件)
- 役員報酬の規制 (3 件)
- 株式会社の参入阻止等資本による支配の排除 (3 件)
- 同族規制 (2 件)
- きめ細かな診療報酬体系の構築 (2 件)
- オンブズマン等による適切な監視システムの創設 (2 件)
- 法整備と行政の認識統一 (2 件)
- 公益性の促進 (2 件)
- 非営利でも営利でもない中間形態の法人創設を (2 件)

2 出資持分について

1) 出資持分をどう捉えているか

(表 10)

区 分	賛同する					賛同しない					どちらともいえない					無 回 答				
	財団	持分のない 社団	出資額限 度法人	持分のあ る社団	全体	財団	持分のない 社団	出資額限 度法人	持分のあ る社団	全体	財団	持分のない 社団	出資額限 度法人	持分のあ る社団	全体	財団	持分のない 社団	出資額限 度法人	持分のあ る社団	全体
①出資持分があるからこそ病院の質を向上させる意欲が出てくる。	2 (11.1)	5 (8.5)	7 (41.2)	38 (43.2)	52 (28.6)	5 (27.8)	21 (35.6)	3 (17.6)	13 (14.8)	42 (23.1)	10 (55.6)	24 (40.7)	6 (35.3)	35 (39.8)	75 (41.2)	1 (5.6)	9 (15.3)	1 (5.9)	2 (2.3)	13 (7.1)
②出資持分を解消すると病院経営の権利が奪われるおそれがある。	2 (11.1)	7 (11.9)	5 (29.4)	29 (33.0)	43 (23.6)	4 (22.2)	25 (42.4)	4 (23.5)	22 (25)	55 (30.2)	11 (61.1)	17 (28.8)	7 (41.2)	34 (38.6)	69 (37.9)	1 (5.6)	10 (16.9)	1 (5.9)	3 (3.4)	15 (8.2)
③出資持分を解消したいが先祖代々の病院なので放棄しづらい。	0 (0)	4 (6.8)	1 (5.9)	18 (20.5)	23 (12.6)	8 (44.4)	28 (47.5)	4 (23.5)	29 (33.0)	69 (37.9)	6 (33.3)	15 (25.4)	10 (58.8)	32 (36.4)	63 (34.6)	4 (22.2)	12 (20.3)	2 (11.8)	9 (10.2)	27 (14.8)
④病院経営上、出資持分を解消してより公益性の高い法人形態に移行したい。	11 (61.1)	38 (64.4)	9 (52.9)	46 (52.3)	104 (57.1)	0 (0)	0 (0)	4 (23.5)	16 (18.2)	20 (11.0)	2 (11.1)	4 (6.8)	4 (23.5)	23 (26.1)	33 (18.1)	5 (27.8)	17 (28.8)	0 (0)	3 (3.4)	25 (13.7)
⑤すでに出資持分を解消した。	13 (72.2)	54 (91.5)	4 (23.5)	6 (6.8)	77 (42.3)	0 (0)	0 (0)	2 (11.8)	25 (28.4)	27 (14.8)	2 (11.1)	1 (1.7)	4 (23.5)	19 (21.6)	26 (14.3)	3 (16.7)	4 (6.8)	7 (41.2)	38 (43.2)	52 (28.6)

(注) カッコ内は構成割合。

2) 出資持分に伴う問題はいかに解消すべきか

(表 11)

区 分	必 要					必 要 な い					ど ち ら と も い え な い					無 回 答				
	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体
①出資額限度法人の普及	3 (16.7)	31 (52.5)	17 (100)	56 (63.6)	107 (58.8)	5 (27.8)	5 (8.5)	0 (0)	12 (13.6)	22 (12.1)	6 (33.3)	17 (28.8)	0 (0)	17 (19.3)	40 (22.0)	4 (22.2)	6 (10.2)	0 (0)	3 (3.4)	13 (7.1)
②特定医療法人・特別医療法人の要件緩和	11 (61.1)	48 (81.4)	14 (82.4)	65 (73.9)	138 (75.8)	3 (16.7)	4 (6.8)	0 (0)	5 (5.7)	12 (6.6)	3 (16.7)	4 (6.8)	2 (11.8)	16 (18.2)	25 (13.7)	1 (5.6)	3 (5.1)	1 (5.9)	2 (2.3)	7 (3.8)
③その他（問題解消のための施策）	3 (16.7)	14 (23.7)	5 (29.4)	24 (27.3)	46 (25.3)	2 (11.1)	3 (5.1)	1 (5.9)	4 (4.5)	10 (5.5)	4 (22.2)	3 (5.1)	2 (11.8)	15 (17.0)	24 (13.2)	9 (50)	39 (66.1)	9 (52.9)	45 (51.1)	102 (56.0)

(注) カッコ内は構成割合。

3) 問題解消のための施策に関する意見

(主要な意見)

○医療法人創設・承継や持分放棄時等の課税軽減 (12 件)

○特定・特別医療法人の要件緩和 (7 件)

○出資額限度法人の法制化 (4 件)

○すべて特定・特別医療法人に移行させる (2 件)

4) 出資持分に関する意見

(主要な意見)

○出資持分は放棄すべき (14 件)

○出資額限度法人が望ましい(課税関係明確化の要望、非課税要件緩和の要望等含む) (13 件)

○持分があるのは当然(責任ある経営や個人保証には必要等) (6 件)

○持分放棄には課税の軽減措置等の対価を付与すべき (2 件)

○新たな法人形態を創設すべき (2 件)

○持分は経営権とは異なる (1 件)

○持分と経営権を分離すべき (1 件)

○持分に応じた議決権を認めるべき (1 件)

3 配当禁止について

1) 配当禁止の具体的なイメージはどのようなものか

(表 12)

区 分	配当禁止に抵触する					配当禁止に抵触しない					どちらともいえない					無 回 答				
	財団	持分のない 社団	出資額限 度法人	持分のあ る社団	全体	財団	持分のない 社団	出資額限 度法人	持分のあ る社団	全体	財団	持分のない 社団	出資額限 度法人	持分のあ る社団	全体	財団	持分のない 社団	出資額限 度法人	持分のあ る社団	全体
①病院の建て替えや医療機器の購入に充てること	0 (0)	1 (1.7)	0 (0)	3 (3.4)	4 (2.2)	18 (100)	55 (93.2)	15 (88.2)	81 (92.0)	169 (92.9)	0 (0)	1 (1.7)	0 (0)	3 (3.4)	4 (2.2)	0 (0)	2 (3.4)	2 (11.8)	1 (1.1)	5 (2.7)
②提供する医療の内容に基づいて医療従事者に高額な報酬を支払うこと	2 (11.1)	15 (25.4)	2 (11.8)	14 (15.9)	33 (18.1)	11 (61.1)	27 (45.8)	10 (58.8)	53 (60.2)	101 (55.5)	5 (27.8)	14 (23.7)	3 (17.6)	20 (22.7)	42 (23.1)	0 (0)	3 (5.1)	2 (11.8)	1 (1.1)	6 (3.3)
③近隣の土地、建物等の賃借料と比較して著しく高額な賃借料を支払うこと	15 (83.3)	46 (78.0)	14 (82.4)	66 (75)	141 (77.5)	1 (5.6)	1 (1.7)	0 (0)	7 (8.0)	9 (4.9)	2 (11.1)	8 (13.6)	1 (5.9)	14 (15.9)	25 (13.7)	0 (0)	4 (6.8)	2 (11.8)	1 (1.1)	7 (3.8)
④医療や健康に関わる研究事業に充てること	0 (0)	1 (1.7)	0 (0)	5 (5.7)	6 (3.3)	18 (100)	53 (89.8)	14 (82.4)	72 (81.8)	157 (86.3)	0 (0)	2 (3.4)	1 (5.9)	10 (11.4)	13 (7.1)	0 (0)	3 (5.1)	2 (11.8)	1 (1.1)	6 (3.3)
⑤退社時や解散時に、社員に持分に応じた払戻しを行うこと	10 (55.6)	30 (50.8)	9 (52.9)	34 (38.6)	83 (45.6)	4 (22.2)	8 (13.6)	3 (17.6)	26 (29.5)	41 (22.5)	4 (22.2)	17 (28.8)	3 (17.6)	27 (30.7)	51 (28.0)	0 (0)	4 (6.8)	2 (11.8)	1 (1.1)	7 (3.8)
⑥退社時や解散時に、社員に出資払込額を限度として払い戻すこと	3 (16.7)	7 (11.9)	1 (5.9)	6 (6.8)	17 (9.3)	12 (66.7)	36 (61.0)	14 (82.4)	70 (79.5)	132 (72.5)	3 (16.7)	13 (22.0)	1 (5.9)	11 (12.5)	28 (15.4)	0 (0)	3 (5.1)	1 (5.9)	1 (1.1)	5 (2.7)
⑦他の医療法人へ出資すること	3 (16.7)	13 (22.0)	3 (17.6)	16 (18.2)	35 (19.2)	7 (38.9)	20 (33.9)	6 (35.3)	29 (33.0)	62 (34.1)	8 (44.4)	23 (39.0)	6 (35.3)	40 (45.5)	77 (42.3)	0 (0)	3 (5.1)	2 (11.8)	3 (3.4)	8 (4.4)

(注) カッコ内は構成割合。

2) 剰余金の使途に関する意見

(主要な意見)

- 医療の内容、質や患者サービス向上のための設備投資等に充てるべき (43件)
- 役員や従業員に還元すべき (16件)
- 配当を認めるべき (5件)
- 将来の経済変動に備え備蓄すべき (4

件)

- 剰余金を生むこと自体が難しい (3件)
- 使途を制限すべきではない (3件)
- 将来への戦略的投資に充てるべき (1件)
- 剰余金は非課税にすべき (1件)

4 公益性について

1) 公益性の具体的なイメージはどのようなものか

(表 13)

区 分	公益性が高い事業である と思う					公益性が高い事業である とは思わない					どちらともいえない					無 回 答				
	財 団	持 分の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分の あ る 社 団	全 体
①救命救急医療を実施 していること	15 (83.3)	49 (83.1)	16 (94.1)	73 (83.0)	153 (84.1)	0 (0)	4 (6.8)	0 (0)	6 (6.8)	10 (5.5)	2 (11.1)	4 (6.8)	1 (5.9)	7 (8.0)	14 (7.7)	1 (5.6)	2 (3.4)	0 (0)	2 (2.3)	5 (2.7)
②24時間365日診 療を実施していること	15 (83.3)	46 (78.0)	11 (64.7)	67 (76.1)	139 (76.4)	1 (5.6)	5 (8.5)	0 (0)	6 (6.8)	12 (6.6)	1 (5.6)	6 (10.2)	5 (29.4)	14 (15.9)	26 (14.3)	1 (5.6)	2 (3.4)	1 (5.9)	1 (1.1)	5 (2.7)
③治療方法の確立して いない疾病に係る診療 を行っていること	4 (22.2)	23 (39.0)	2 (11.8)	30 (34.1)	59 (32.4)	2 (11.1)	12 (20.3)	4 (23.5)	25 (28.4)	43 (23.6)	12 (66.7)	22 (37.3)	9 (52.9)	29 (33.0)	72 (39.6)	0 (0)	2 (3.4)	2 (11.8)	4 (4.5)	8 (4.4)
④へき地など採算の合 われない地区において医 療を実施していること	15 (83.3)	53 (89.8)	13 (76.5)	71 (80.7)	152 (83.5)	1 (5.6)	3 (5.1)	0 (0)	8 (9.1)	12 (6.6)	1 (5.6)	1 (1.7)	3 (17.6)	6 (6.8)	11 (6.0)	1 (5.6)	2 (3.4)	1 (5.9)	3 (3.4)	7 (3.8)
⑤医療従事者の研修に 取り組んでいること	9 (50)	33 (55.9)	9 (52.9)	51 (58.0)	102 (56.0)	2 (11.1)	7 (11.9)	0 (0)	11 (12.5)	20 (11.0)	6 (33.3)	16 (27.1)	7 (41.2)	23 (26.1)	52 (28.6)	1 (5.6)	3 (5.1)	1 (5.9)	3 (3.4)	8 (4.4)
⑥医療や健康に関わる 研究事業に取り組んで いること	12 (66.7)	44 (74.6)	10 (58.8)	55 (62.5)	121 (66.5)	2 (11.1)	2 (3.4)	0 (0)	11 (12.5)	15 (8.2)	3 (16.7)	10 (16.9)	6 (35.3)	19 (21.6)	38 (20.9)	1 (5.6)	3 (5.1)	1 (5.9)	3 (3.4)	8 (4.4)
⑦社会保険診療を実施 していること	11 (61.1)	32 (54.2)	10 (58.8)	61 (69.3)	114 (62.6)	1 (5.6)	11 (18.6)	0 (0)	10 (11.4)	22 (12.1)	5 (27.8)	13 (22.0)	6 (35.3)	14 (15.9)	38 (20.9)	1 (5.6)	3 (5.1)	1 (5.9)	3 (3.4)	8 (4.4)
⑧経営に関する情報を 公開していること	9 (50)	27 (45.7)	9 (52.9)	42 (47.7)	87 (47.8)	2 (11.1)	11 (18.6)	0 (0)	8 (9.1)	21 (11.5)	6 (33.3)	18 (30.5)	7 (41.2)	35 (39.8)	66 (36.3)	1 (5.6)	3 (5.1)	1 (5.9)	3 (3.4)	8 (4.4)

(注) カッコ内は構成割合。

2) 一般の医療法人に積極的な公益性まで必要か

(表 14)

区 分	法 人 数					構 成 割 合 (%)				
	財 団	持 分 の ない 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分 の ない 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体
必 要	5	25	4	33	67	27.8	42.4	23.5	37.5	36.8
不 要	9	15	8	27	59	50	25.4	47.1	30.7	32.4
ど ち ら と も い え ない	4	18	4	28	54	22.2	30.5	23.5	31.8	29.7
無 回 答	0	1	1	0	2	0	1.7	5.9	0	1.1
合 計	18	59	17	88	182	100	100	100	100	100

3) 公益性に関する意見

(主要な意見)

- 公益性とは、患者・地域のために良質な医療を提供することである(22件)
- 公益性の高い法人には課税の軽減等、公的な便宜を図るべき(8件)
- 医療とは不可欠な社会的機能を有するため、本来公益的なもの(6件)
- 同じく公益であるべき国公立病院との格差是正や役割分担明確化を(4件)
- 公益性と利益を上げることとのバランスが重要(4件)

- 公益性向上には経営の透明化を(3件)
- 特定・特別医療法人の要件を緩和し、医療法人の公益性を高めるべき(3件)
- 公益性より民間活力による医療効率化のほうが重要(3件)
- 非営利性=公益性(3件)
- 非営利性は必要だが、税金も払っている以上、公益性までは不要(3件)
- 非営利である以上、公益性も求められる(2件)

Ⅲ 特定医療法人、特別医療法人、出資額限度法人をどう捉えているか

1 特定医療法人

1) 特定医療法人移行の意思の有無 (表 15)

区 分	法 人 数					構 成 割 合 (%)				
	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体
移行の意思がある	1	2	1	22	26	5.6	3.4	5.9	23.9	14.0
移行の意思はあるが、 困難である	1	4	9	29	43	5.6	6.8	52.9	31.5	23.1
移行の意思はない	3	0	3	20	26	16.7	0	17.6	21.7	14.0
何ともいえない	3	0	3	20	26	16.7	0	17.6	21.7	14.0
すでに特定医療法人 になっている	10	50	0	0	60	55.6	84.7	0	0	32.3
無 回 答	0	3	1	1	5	0	5.1	5.9	1.1	2.7
合 計	18	59	17	92	186	100	100	100	100	100

2) 「移行の意思がある」理由 (複数回答) (表 16)

区 分	法 人 数					構 成 割 合 (%)				
	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体
医療法人の非営利性 を向上させたい	2	1	1	8	12	10	1.6	4.2	6.5	5.3
医療法人の永続性を 図りたい	1	2	4	29	36	5	3.3	16.7	23.6	15.8
相続税負担を 軽減させたい	0	0	3	17	20	0	0	12.5	13.8	8.8
法人税の軽減税率を 適用したい	1	1	4	16	22	5	1.6	16.7	13.0	9.6
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無回答	16	57	12	53	138	80	93.4	50	43.1	60.5
合 計	20	61	24	123	228	100	100	100	100	100

3) 「移行の意思はあるが、困難」な理由 (複数回答)

(表 17)

区 分	法 人 数					構 成 割 合 (%)				
	財 団	持 分の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分の あ る 社 団	全 体
持分の放棄が 困難である	0	0	5	21	26	0	0	20.8	18.4	12.1
社会保険診療80%超 の要件を満たせない	1	1	2	3	7	5.6	1.7	8.3	2.6	3.3
差額ベッド規制を クリアできない	0	0	2	6	8	0	0	8.3	5.3	3.7
年収の上限規制を クリアできない	0	0	0	10	10	0	0	0	8.8	4.7
特別利益の供与禁止 をクリアできない	0	0	2	4	6	0	0	8.3	3.5	2.8
報告制度の 負担が大きい	0	2	3	10	15	0	3.4	12.5	8.8	7.0
その他	17	1	2	4	24	94.4	1.7	8.3	3.5	11.2
無回答	0	55	8	56	119	0	93.2	33.3	49.1	55.3
合 計	18	59	24	114	215	100	100	100	100	100

4) 「移行の意思はない」理由 (複数回答)

(表 18)

区 分	法 人 数					構 成 割 合 (%)				
	財 団	持 分の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分の あ る 社 団	全 体
持分を放棄したくない	0	0	2	8	10	0	0	9.5	7.5	4.9
現在の出資役員の 経営権を確保したい	0	0	3	14	17	0	0	14.3	13.2	8.3
社会保険診療報酬以外 の収入を増加させたい	0	0	0	2	2	0	0	0	1.9	1.0
差額ベッド割合を 増やしたい	0	0	0	1	1	0	0	0	0.9	0.5
優れた医師を高給で 招く必要がある	0	0	1	7	8	0	0	4.8	6.6	3.9
報告制度の事務負担 を避けたい	2	0	1	3	6	11.1	0	4.8	2.8	2.9
その他	2	0	0	6	8	11.1	0	0	5.7	3.9
無回答	14	59	14	65	152	77.8	100	66.7	61.3	74.5
合 計	18	59	21	106	204	100	100	100	100	100

2 特別医療法人

1) 特別医療法人移行の意思の有無

(表 19)

区 分	法 人 数					構 成 割 合 (%)				
	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体
移行の意思がある	2	16	1	15	34	11.1	27.1	5.9	15.1	17.6
移行の意思はあるが、 困難である	0	1	7	29	37	0	1.7	41.2	29.3	19.2
移行の意思はない	5	19	6	28	58	27.8	32.2	35.3	28.3	30.1
何ともいえない	9	14	2	26	51	50	23.7	11.8	26.3	26.4
すでに特別医療法人 になっている	1	6	0	0	7	5.6	10.2	0	0	3.6
無回答	1	3	1	1	6	5.6	5.1	5.9	1.0	3.1
合 計	18	59	17	99	193	100	100	100	100	100

2) 「移行の意思がある」理由 (複数回答)

(表 20)

区 分	法 人 数					構 成 割 合 (%)				
	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体
医療法人の非営利性 を向上させたい	1	4	1	8	14	5.6	6.2	4.8	7.3	6.5
医療法人の永続性を 図りたい	0	5	3	19	27	0	7.7	14.3	17.3	12.6
相続税負担を 軽減させたい	0	0	3	10	13	0	0	14.3	9.1	6.1
収益業務を行いたい	0	10	0	7	17	0	15.4	0	6.4	7.9
その他	0	2	0	0	2	0	3.1	0	0	0.9
無回答	17	44	14	66	141	94.4	67.7	66.7	60	65.9
合 計	18	65	21	110	214	100	100	100	100	100

3) 「移行の意思はあるが、困難」な理由 (複数回答)

(表 21)

区 分	法 人 数					構 成 割 合 (%)				
	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体
持分の放棄が 困難である	0	0	6	10	16	0	0	31.6	10	8.2
社会保険診療 80%超の要件を 満たせない	0	1	0	2	3	0	1.7	0	2	1.5
医療施設の要件を 満たせない	0	0	2	5	7	0	0	10.5	5	3.6
年収の上限規制をク リアできない	0	0	0	7	7	0	0	0	7	3.6
特別利益の供与禁止 をクリアできない	0	0	1	4	5	0	0	5.3	4	2.6
その他	0	0	1	4	5	0	0	5.3	4	2.6
無回答	18	58	9	68	153	100	98.3	47.4	68	78.1
合 計	18	59	19	100	196	100	100	100	100	100

4) 「移行の意思はない」理由 (複数回答)

(表 22)

区 分	法 人 数					構 成 割 合 (%)				
	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体
持分を放棄したくな い	0	0	2	7	9	0	0	9.5	6.7	4.4
現在の出資役員の経 営権を確保したい	0	0	3	13	16	0	0	14.3	12.4	7.8
社会保険診療報酬 以外の収入を 増加させたい	0	0	1	1	2	0	0	4.8	1.0	1.0
優れた医師を高給で 招く必要がある	0	1	1	5	7	0	1.6	4.8	4.8	3.4
法人税の軽減税率のよ うなメリットがない	2	10	2	13	27	11.1	16.4	9.5	12.4	13.2
その他	3	10	1	6	20	16.7	16.4	4.8	5.7	9.8
無回答	13	40	11	60	124	72.2	65.6	52.4	57.1	60.5
合 計	18	61	21	105	205	100	100	100	100	100

3 出資額限度法人

1) 出資額限度法人移行の意思の有無

(表 23)

区 分	法 人 数					構 成 割 合 (%)				
	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体
移行の意思がある	0	0	1	33	34	0	0	5.9	37.5	18.7
移行の意思はあるが、 困難である	0	0	0	17	17	0	0	0	19.3	9.3
移行の意思はない	4	13	0	12	29	22.2	22.0	0	13.6	15.9
何ともいえない	2	0	0	23	25	11.1	0	0	26.1	13.7
医療法人財団、特定・ 特別医療法人である	11	40	0	0	51	61.1	67.8	0	0	28.0
すでに出資額限度 法人になっている	0	0	16	0	16	0	0	94.1	0	8.8
無回答	1	6	0	3	10	5.6	10.2	0	3.4	5.5
合 計	18	59	17	88	182	100	100	100	100	100

2) 「移行の意思がある」理由 (複数回答)

(表 24)

区 分	法 人 数					構 成 割 合 (%)				
	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体
医療法人の非営利性 を向上させたい	0	0	1	11	12	0	0	5.6	9.8	5.8
医療法人の永続性を 図りたい	0	0	2	34	36	0	0	11.1	30.4	17.4
相続税負担を 軽減させたい	0	0	0	16	16	0	0	0	14.3	7.7
その他	0	0	0	1	1	0	0	0	0.9	0.5
無回答	18	59	15	50	142	100	100	83.3	44.6	68.6
合 計	18	59	18	112	207	100	100	100	100	100

3) 「移行の意思はあるが、困難」な理由 (複数回答)

(表 25)

区 分	法 人 数					構 成 割 合 (%)				
	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体
出資払込額を 超える持分の 放棄が困難である	0	0	0	8	8	0	0	0	7.0	3.8
同族出資比率要件を 満たせない	0	0	0	13	13	0	0	0	11.3	6.2
同族社員比率要件を 満たせない	0	0	0	11	11	0	0	0	9.6	5.3
同族役員比率要件を 満たせない	0	0	0	9	9	0	0	0	7.8	4.3
特別の利益供与禁止 をクリアできない	0	0	0	4	4	0	0	0	3.5	1.9
その他	0	0	0	1	1	0	0	0	0.9	0.5
無回答	18	59	17	69	163	100	100	100	60	78.0
合 計	18	59	17	115	209	100	100	100	100	100

4) 「移行の意思はない」理由 (複数回答)

(表 26)

区 分	法 人 数					構 成 割 合 (%)				
	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分 の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分 の あ る 社 団	全 体
持分を維持 し続けたい	0	0	0	3	3	0	0	0	3.3	1.6
現在の出資役員の経 営権を確保したい	1	0	0	9	10	5.6	0	0	9.9	5.4
その他	3	12	0	5	20	16.7	20.3	0	5.5	10.8
無回答	14	47	17	74	152	77.8	79.7	100	81.3	82.2
合 計	18	59	17	91	185	100	100	100	100	100

IV 医療法人の業務範囲はいかにあるべきか

1 現在実施している附帯業務（全体） (表 27)

種 類	法人数	種 類	法人数
医療関係者の養成または再教育	33	ホームヘルパー養成研修事業	20
医学または歯学に関する研究所の設置	8	難病患者等居宅生活支援事業(ホームヘルプ、短期入所事業)	16
疾病予防のために温泉を利用させる施設の設置	4	乳幼児健康支援一時預かり事業	7
薬局	8	介護予防・地域支え合い事業のうち高齢者等の生活支援事業(訪問理美容サービス事業を除く)、介護予防・生きがい活動支援事業、在宅介護支援事業	75
施術所	0	児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業、児童短期入所事業	2
衛生検査所	2	老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、痴呆対応型老人共同生活援助事業、老人デイサービスセンター・老人短期入所施設・老人介護支援センター経営事業	73
訪問看護ステーション	97	身体障害者居宅介護等事業、身体障害者デイサービス事業、身体障害者短期入所事業	14
介護福祉士養成施設	2	知的障害者居宅介護等事業、知的障害者短期入所事業、知的障害者地域生活援助事業、知的障害者の更生相談に应ずる事業	4
ケアハウス	7	精神障害者社会復帰施設経営事業、精神障害者居宅生活支援事業	20
なし	2	無回答	39

(注) 複数回答

2 特別医療法人の実施している収益業務

【回 答】 有 7(3.8%)
 無 175(96.2%)

【収益業務の種類】

- 配食サービス (1 件)
- グループホーム、居宅支援事業所 (1 件)
- 駐車場 (2 件)
- 院外調理センターを立ち上げたばかり (1 件)
- 温泉利用健康増進事業 (1 件)
- 医療・福祉器具の販売及びレンタル (1 件)

3 1以外に認めるべき附帯業務にはどのようなものがあるか

(表 28)

種 類	具 体 例
農業 (6)	○医療の手段としての農作業、園芸の場の確保 ○将来「高齢者施設でのリハビリとして」と一部食料自給のため
林業 (1)	
漁業 (0)	
製造業 (1)	
情報通信業 (7)	○ネット医療 ○医療情報、医療相談 ○患者、地域住民への情報サービス
運輸業 (11)	○患者送迎・搬送 ○介護タクシー等送迎 ○筋力トレーニング事業受講者の送迎 ○交通不便地区の交通手段援助
卸売・小売業 (14)	○売店 ○院外にも通用する売店機能 ○物品販売 ○医療関連商品の販売 ○医療器具等 ○介護養護品、健康器具等 ○販売 ○院外薬局 ○健康食品事業
不動産業 (14)	○駐車場経営 ○駐車場賃貸 ○建物、土地の賃貸業(医療、福祉) ○高齢者専用賃貸業 ○土地の賃貸および介護付マンションの賃貸 ○老人マンション等幹旋 ○老人アパート等 ○高齢者のアパート(バリアフリー住宅の提供) ○遊休施設の活用
飲食店、宿泊業 (17)	○院内レストラン ○医療食レストラン ○喫茶 ○薬膳レストラン等 ○高齢者専用ホテル ○外来患者、付添者等の食堂、宿泊ホテル ○在宅配食 ○研修生宿泊施設
病院、診療所、介護老人保健施設や上記附帯業務以外の医療、福祉 (64)	○社会福祉法人の行う業務 ○第一種社会福祉事業 ○第三種特定施設 ○グループホーム ○グループホーム等に類似のマンション等 ○有料老人ホーム等 ○介護付有料老人ホーム ○ケアハウス ○柔軟に対応できる宅老所的施設 ○高齢化社会を迎えるに当たり手ごろな値段で入居できる老人福祉施設の運営 ○緩和ケア施設 ○精神障害者や老人のための居住施設 ○通所リハ ○ヘルパーステーション ○精神障害者デイサービス事業 ○精神疾患(軽度うつ舎)の社会復帰支援事業等 ○介護予防事業 ○保育所業務(福利厚生施設) ○健康増進事業 ○看護学校を主軸とする医療関係学校の経営 ○介護予防リハビリセンター ○処方箋薬局

教育、学習支援業 (19)	<input type="checkbox"/> 専門学校 <input type="checkbox"/> 人材育成事業 <input type="checkbox"/> 健康教育 <input type="checkbox"/> 医療相談、医学情報提供 <input type="checkbox"/> 奨学資金貸与	<input type="checkbox"/> 理美容業 <input type="checkbox"/> 温泉浴場 <input type="checkbox"/> 食事の宅配業 <input type="checkbox"/> 訪問介護ステーション
複合サービス業 (13)	<input type="checkbox"/> 給食サービス <input type="checkbox"/> 健康増進施設	<input type="checkbox"/> その他 (4) <input type="checkbox"/> 人材派遣 (医療、福祉) <input type="checkbox"/> パワーリハビリテーション <input type="checkbox"/> コンサルタント
サービス業 (17)	<input type="checkbox"/> フィットネスクラブ <input type="checkbox"/> 旅行 (医師、看護師添乗) <input type="checkbox"/> 配食サービス <input type="checkbox"/> 高齢者配食サービス	<input type="checkbox"/> なし (3) <input type="checkbox"/> 無回答 (91)

(注) 複数回答。種類欄のカッコ内の数字は法人数。

4 附帯業務のあり方に関する意見

【回答】

有 31(17.0%)
無 151(83.0%)

(意見)

- 附帯業務は医療・福祉分野に限るべき (10件)
- 規制緩和または自由化すべき (4件)
- 患者や家族への快適な医療提供に資する業務 (2件)
- 保健・医療・福祉に関係するすべての業務 (2件)
- 健康増進事業及びそのための人材育成事業 (2件)

- 法人全体の利用者の利便・満足度を向上させる業務 (1件)
- 経営ノウハウの生かせる業務 (1件)
- シナジー効果のある業務 (1件)
- 現状では遊休資産の利用方法がゼロ。せめて駐車場経営くらいは認めるべき (1件)
- 施設内完結型のサービス業務 (1件)
- あまり好ましくない (1件)

規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申（抄）
—官製市場の民間開放による「民主導の経済社会の実現」—

平成16年12月24日
規制改革・民間開放推進会議

Ⅲ. 主要官製市場等の改革の推進

◇医療法人を通じた株式会社等の医療機関経営への参入

【問題意識】

民間医療機関の大部分は、同族支配の極めて強い家族的で閉鎖的な経営形態をとっているのが現状である。そのような中、医療機関にとって、銀行借入以外の直接金融方式も含めた多様な資金調達手段を有し、経営の透明性の向上等のための近代的な経営ノウハウを持つ株式会社が医療機関経営に参入することは、医療機関相互の競争の促進を通じて、患者の選択肢の拡大を促すとともに、患者本位の質の高い医療サービスを促進することになる。

こうした観点から、当会議の前身の総合規制改革会議では、官製市場改革の重要検討課題の一つとして株式会社による医療機関経営の解禁を求めてきた。そのような中、構造改革特区において株式会社による参入が認められたが、参入が可能とされる対象は、自由診療（保険外診療）で、しかも「高度な医療等」と、極めて限定的なものにとどまっている。そのような措置を反映した構造改革特別区域法改正法と医療法（昭和23年法律第205号）の特例に係る省令及び告示が、平成16年10月1日に施行され、それを受けて構造改革特別区域計画の第6次認定申請が行われたが、申請はなかった。

株式会社が医療機関の経営に直接参画する手法のほか、質の高い医療法人や株式会社が他の医療法人に出資することにより、その経営を健全化させることができれば、直接参画する場合と同様に、医療機関間の競争促進を通じて良質の医療サービスの提供や患者の選択肢の拡大につながるものと考えられる。

また、こうした方法により、医療機関の大規模化やネットワーク化が進めば、従業員の採用や教育訓練、医療資材の共同購入に当たって規模の経済性を追求することが可能になるとともに、医療スタッフの教育訓練等を通じて医療事故防止等のノウハウを普及させることも容易になり、医療機関の経営の近代化が促される。

さらに、医療機関においては、患者に対し多様で良質な医療サービスを提供するために必要な病院施設の建て替えや医療設備の更新、カルテの電子化等の情報化等のための投資が不可欠となっており、そのために必要な資金調達の円滑化が課題である。医療機関債の発行や診療報酬債権の証券化等資金調達手段は多様化しつつあるが、依然として銀行借入等間接金融が大部分を占めているのが現状である。

上記にもかかわらず、株式会社については、医療法人に出資することは可能であるものの、社員にはなれないのが現状である。厚生労働省は、①開設許可を与えないことができる旨規定する医療法第7条第5項をはじめ医療法に規定する医療の非営利原則、及び②「株式会社は、医療法人に出資は可能であるが、それに伴っての社員としての社員総会における議決権を取得することや役員として医療法人の経営に参画することはできない」旨の課長回答（平成3年1月17日指第1号 東京弁護士会会長宛 厚生省健康政策局指導課長回答）、を上記に反対する根拠として挙げている。しかしながら、そもそも「開設許可を与えないことができる」という規定を「与えてはならない」という禁止規定と解釈することは妥当ではなく、現に62の株式会社立病院が合法的に存在する事実とも矛盾する。

また、現在、医療法人の社員総会における議決権は出資額にかかわらず各社員1個とされている。その根拠として厚生労働省は「社員は、社員総会において1個の議決権及び選挙権を有する」（「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」昭和61年6月26日各都道府県知事宛 厚生省健康政策局長通知）を挙げているが、議決権を出資額に応じた個数とすることは、定款により議決権に差を設けることを認めた医療法第68条で準用されている民法（明治29年法律第89号）第65条第3項に基づき、医療法人においても、本来認められて然るべきである。

以上のように株式会社に医療法人の社員としての地位を与え、出資額に応じた議決権の付与を可能とすれば、医療法人へ出資するインセンティブが高まるものと考えられる。

医療機関の過半を占める医療法人の大宗は「持分の定めのある社団医療法人」であり、そこでは、剰余金の配当こそ禁止されてはいるものの、脱退・解散時の出資者の払戻・分配請求権が保証されている。これは、そもそも寄付を前提とした社会福祉法人等の非営利法人とは異なり、出資者の財産権が保全される法人格であるため、実質的に個人企業の形態に近く、現に、税制上も営利法人と同じ扱いを受けている。また、医療法人への個人の出資分は個人財産であることに伴い、当然に相続税の課税対象となっているため、出資者の高齢化や死亡に伴い、医療

法人に対する個人出資分の返還請求訴訟も起きている。こうした医療法人の経営の安定性を脅かす問題に対応するためには、現行の個人企業に近い組織を、社会福祉法人等と同様な寄付に基づく非営利法人の形態に転換するか、あるいは個々の出資分を資本市場で流動性をもつ株式の形態に変え、法人への返還請求を防ぐという2つの対応が考えられる。

こうした中で、厚生労働省は、平成18年の医療制度改革の一環として、非営利性の徹底と経営の透明性の確保等を基本的な方向性とする医療法人制度改革を行おうとしている。具体的には、非営利性を徹底した新しい形態の医療法人を創設し、少なくとも株式会社と同等の経営の情報開示や透明性の確保、剰余金の使途の明確化等を前提に、税制上の優遇措置を与えるとともに、他の医療法人への出資を可能とするものである。これは、現行の個人企業の形態に近い医療法人の経営の合理化やネットワーク化を通じた効率的な病院運営の実現に資するものであり、公的病院の民営化の受け皿としても評価できる。一方、そうした新しい形態の医療法人が、質の高い医療サービスの担い手として評価されるためには、単に組織形態を転換するだけでなく、カルテの開示をはじめ患者のニーズに的確に応えられる体制の整備が必要である。

もっとも、特定医療法人や特別医療法人等、出資者の財産権の放棄を前提とした法人形態を選択することが現状でも可能であるにもかかわらず、その形態を選択する医療法人がごく一部に限られていることは、出資持分のない新しい医療法人形態が創設されたとしても、実質的に営利法人に近い持分のある医療法人が多数存続する可能性は大きい。そのためにも、持分のある医療法人についても多様な資本調達手段への道を開くことによって、医療機関間の競争を促進させ、消費者の選択肢の拡大につなげるこの意味は大きいと考える。

【具体的施策】

医療機関相互の競争を促進し、良質な医療サービスが提供されるよう、株式会社による医療機関経営への参入をはじめ医療機関経営の多様化を促すとともに、医療法人が、いわば家族的・閉鎖的経営から脱し、民主的な手続に基づく透明性の向上、複数の医療法人にまたがるグループ経営の実現、規模の経済性の追求によるコスト抑制等により経営の近代化を進められるようにするため、当面、以下の措置を講ずるべきである。

(1) 株式会社による医療機関経営への参入等医療機関経営の多様化

① 構造改革特区における株式会社の医療への参入要件の緩和

【平成17 年度中に措置】

本年10 月時点で構造改革特区における株式会社の医療への参入に関する認定申請がなかった原因の少なくとも一端は、対象分野が自由診療でかつ高度な医療に限定されていることにある。構造改革特区制度上、構造改革特区での参入状況に基づき全国展開の可否や参入要件等の評価を行うこととされているが、その評価も踏まえ、構造改革特区における株式会社の医療への参入要件について、その見直しも含め検討すべきである。

② 医療法人から医療法人への出資等の容認【平成17 年度中に措置】

現在、医療法人は医療法人に出資することはできないとされているが、医療法人制度改革の一環として、これを可能とするとともに、社員としての地位を与え、円滑なグループ経営やネットワーク化を実現し、効率的な医療提供体制を構築する。

(2) 持分のない新たな医療法人の創設【平成18 年の医療制度改革で措置】

現行の医療法人とは別に、非営利性を更に徹底した持分のない真の意味で民間非営利の医療法人を新たに創設するに当たっては、民主的な手続きに基づく透明性の高い経営、個々の医療法人にまたがるグループ経営、規模の経済性の追求によるコスト抑制と医療事故防止等のノウハウの蓄積、さらには資金調達が多様化・円滑化等を通じ経営の近代化を推進する必要がある。このため、新たに創設する医療法人については、少なくとも株式会社と同等の経営情報の開

示や財務の透明性の確保、会計監査の実施、剰余金の使途の明確化、役員報酬の支払基準の開示、及びカルテ等の診療内容に関する情報開示等、徹底した情報開示等を要件に盛り込むとともに、経営に関する住民の参加を促し、住民や地域企業が運営面や資金面で支える開かれた民間非営利の事業体を構築すべきである。

また、そのような新しい医療法人については、他の医療法人への出資を可能とし、円滑なグループ経営・ネットワーク化を実現させるとともに、経営上存続できない自治体病院を始めとした公的医療機関の移譲を積極的に受けることによって、地域の効率的な医療提供体制の構築を図るべきである。

さらに、医業経営に限らず、経営は徹底的な情報公開を通じて実現されるものである。特に、医療サービスは住民にとって不可欠な地域の財産であり、このような医療サービスを提供する主体である医療法人の会計状況を始めとする経営情報の公開は、医療法人の信頼を高めるためにも重要である。このため、医業経営の情報公開を積極的に進めるべきである。